

4.2 社会的状況

調査区域における社会的状況を把握するにあたり、図 3.2-1 の範囲を調査区域としてとりまとめました。

ただし、後述する「4.2.1 人口及び産業の状況」の表 4.2-1 人口及び世帯数等、表 4.2-2 産業別就業者数及び表 4.2-3 農業産出額、製造品出荷額等、年間商品販売額、「4.2.2 土地利用の状況」の表 4.2-4 地目別土地面積及び表 4.2-5 用途地域の指定等の状況、「4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況」の表 4.2-7 地下水の利用の状況及び表 4.2-8 上水道の整備状況、「4.2.6 下水道の整備の状況」、「4.2.8 地域における計画・戦略・目標等」、「4.2.9 その他の事項」の表 4.2-40 ごみ処理の状況及び表 4.2-42 公害苦情件数の状況については、対象事業実施区域及びその周囲が該当する対象自治体(館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市の3市1町)全域(以下、「対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体」という。)で整理しました。

4.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

(1) 人口の分布、密度、世帯数及び集落の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体においては、表 4.2-1 に示すとおり、令和5年3月1日現在の人口は、4自治体の合計で124,087人、世帯数は55,611世帯となっています。人口密度は、全ての市町で千葉県全体の数値より低くなっています。

表 4.2-1 人口及び世帯数等

市町村名	人口 (人)	令和4年8月～ 令和5年8月 の増減	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (1km ² あたり)
	計	増減数(人)			
館山市	43,632	-551	20,437	110.05	396.5
南房総市	33,764	-718	14,580	229.55	147.1
安房郡鋸南町	6,440	-149	2,947	45.17	142.6
富津市	40,251	-802	17,647	205.40	196.0
小計	124,087	-2,220	55,611	590.17	210.3
千葉県	6,274,942	-2,536	2,865,729	5156.74	1,216.8

注1) 千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、令和2年10月1日現在の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、毎月の※住民基本台帳の移動状況により集計されたものです。

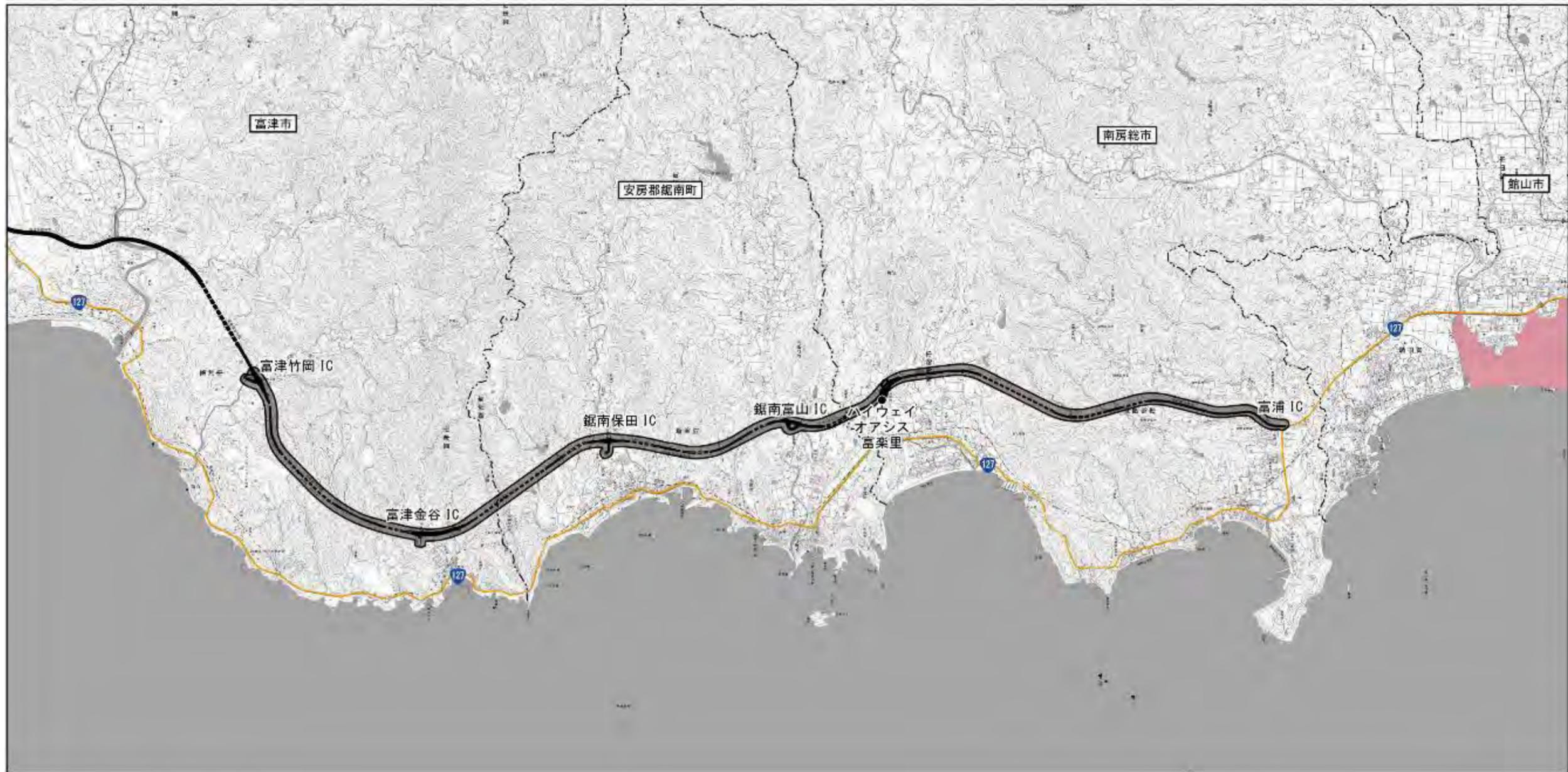
注2) 令和4年8月～令和5年8月の増減は、令和4年8月1日現在と令和5年8月1日現在の人口を比較したものです。

注3) 人口密度は、上表の人口(令和5年8月1日現在)及び令和4年の面積から算出し、小数第2位を四捨五入しています。

出典:「千葉県毎月常住人口調査」(令和5年8月1日現在、千葉県ホームページ)

(2) 集落の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、館山市の一部が市街化された土地利用となっています。対象事業実施区域及びその周囲における集落の状況は、図 4.2-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域には、人口集中地区(DID)が存在しません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 人口集中地区

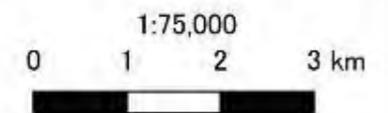


図 4.2-1 人口集中地区 (DID)

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（DID 人口集中地区データ）」（平成 27 年度作成、国土交通省ホームページ）

2) 産業の状況

(1) 産業別就業人口

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における就業者数を、表4.2-2に示します。

千葉県全体の産業別就業者数は、第三次産業の占める割合が約8割と最も高く、次いで第二次産業が約2割となっています。

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体においても、全ての市町において全就業者に対する第三次産業の占める割合が約7割から約9割と高くなっています。

表 4.2-2 産業別就業者数

単位：人、%

市町名	一次産業		二次産業		三次産業		計
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
館山市	230	1.19	2,064	10.67	17,057	88.15	19,351
南房総市	469	4.15	2,556	22.59	8,289	73.26	11,314
安房郡鋸南町	6	0.29	382	18.31	1,698	81.40	2,086
富津市	182	1.06	4,500	26.17	12,515	72.77	17,197
小計	887	1.78	9,502	19.02	39,559	79.20	49,948
千葉県	11,347	0.54	385,350	18.23	1,717,562	81.24	2,114,259

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ホームページ)

(2) 産業活動の状況

産業活動の状況(農業産出額、製造品出荷額等及び年間商品販売額)を表4.2-3に示します。対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における農業産出額は約1,793千万円であり、千葉県全体の約4.7%を占めています。関係市町における製造品出荷額等は約13,534千万円であり、千葉県全体の約1.1%を占めています。

一方、対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における年間商品販売額は約18,151千万円であり、千葉県全体の約1.4%を占めています。

表 4.2-3 農業産出額、製造品出荷額等、年間商品販売額

単位：千万円

市町名	農業産出額	製造品出荷額等	年間商品販売額
館山市	376	873	9,767
南房総市	1,001	1,303	2,917
安房郡鋸南町	132	153	844
富津市	284	11,205	4,623
小計	1,793	13,534	18,151
千葉県	38,124	1,251,832	1,256,322

注)製造品出荷額等及び年間商品販売額は四捨五入した値を記載しています。

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ホームページ)

4.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における地目別土地面積を、表4.2-4に示します。

宅地の占める割合は、館山市で約10%、南房総市、安房郡鋸南町で約5%、富津市で約7%となっています。

また、対象事業実施区域及びその周囲における土地利用の現況は、図4.2-2に示すとおりであり、主に森林が分布し、富津館山道路のIC周辺に建物用地が多くみられます。

表 4.2-4 地目別土地面積

面積の単位：1000m²

市町村名		項目	計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
館山市	面積		110,051	14,443	8,524	10,937	-	23,745	40	2,610	4,732	45,020
	割合(%)		100	13.1	7.7	9.9	-	21.6	0	2.4	4.3	40.9
南房総市	面積		230,100	29,459	19,963	11,524	84	72,568	2,445	8,311	4,117	81,629
	割合(%)		100	12.8	8.7	5	0	31.5	1.1	3.6	1.8	35.5
安房郡 鋸南町	面積		45,170	4,577	2,538	2,151	-	12,112	-	813	581	22,398
	割合(%)		100	10.1	5.6	4.8	-	26.8	-	1.8	1.3	49.6
富津市	面積		205,399	21,799	9,028	14,025	25	51,890	436	6,054	13,069	89,073
	割合(%)		100	10.6	4.4	6.8	0	25.3	0.2	2.9	6.4	43.4

注1) 表中の数値は、2022年(令和4年)1月1日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたものです。

注2) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。

注3) 「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であることを指します。

注4) 端数処理の関係で計と合わない場合があります。

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ホームページ)



凡例

- | | | |
|------------------------|-----------|-----------|
| ■ 対象事業実施区域 | ■ 田 | ■ その他の用地 |
| — 既存自動車専用道路 | ■ その他の農用地 | ■ 河川地及び湖沼 |
| 既存自動車専用道路（トンネル部） | ■ 森林 | ■ 海浜 |
| ----- 市町界 | ■ 荒地 | ■ 海水域 |
| | ■ 建物用地 | ■ ゴルフ場 |
| | ■ 道路 | |
| | ■ 鉄道 | |

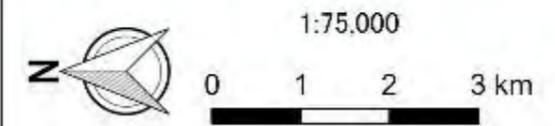


図 4.2-2 土地利用の現況図

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（土地利用細分メッシュデータ）」（令和3年度作成、国土交通省ホームページ）

2) 土地利用計画の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における「都市計画法」に基づく市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定状況は表4.2-5に示します。

対象事業実施区域及びその周囲においては、館山市で第一種住居地域等が見られます(図4.2-3)。なお、対象事業実施区域は、都市計画区域の指定外となっています。

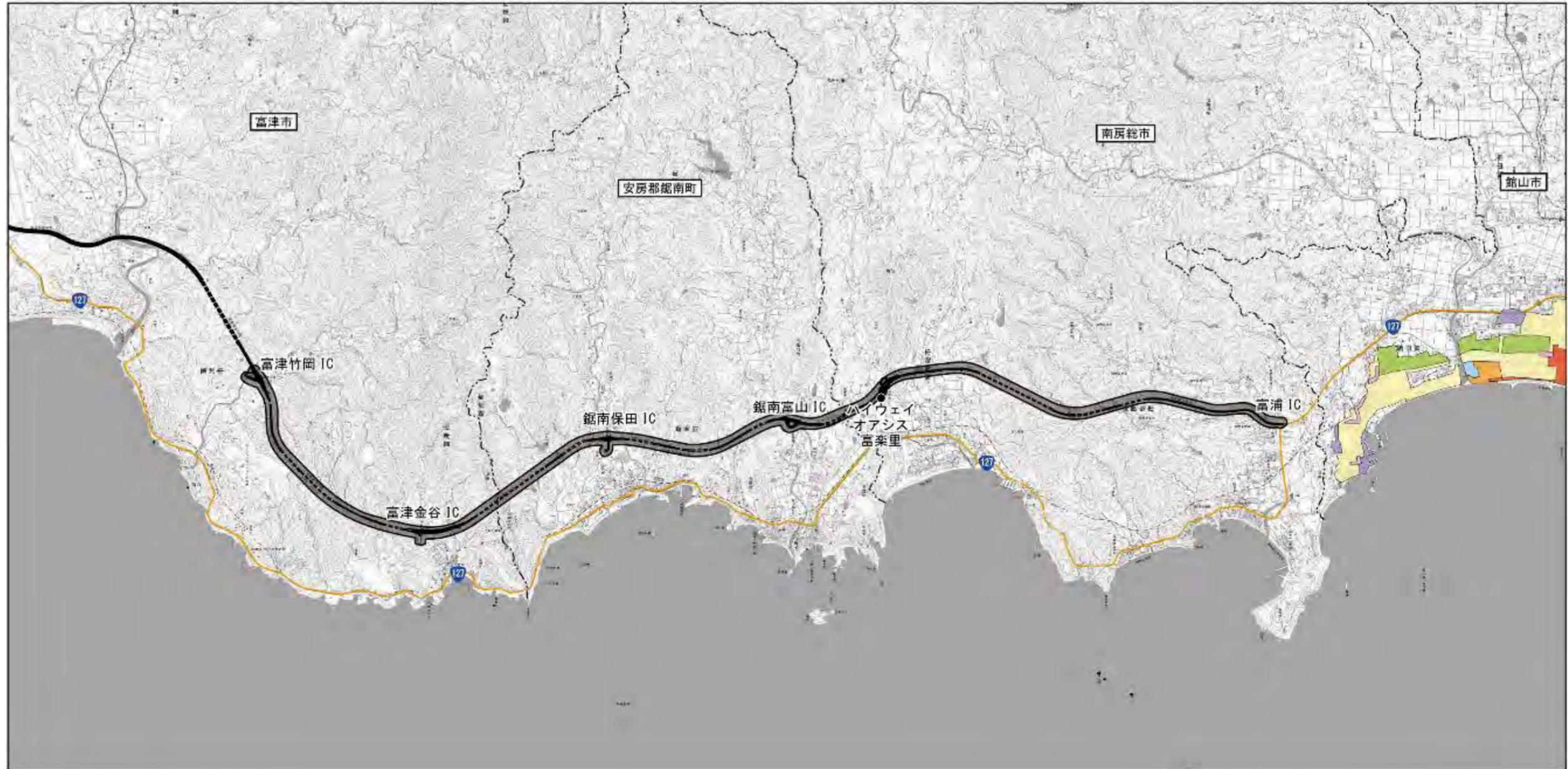
表 4.2-5 用途地域の指定等の状況(令和4年3月31日現在)

区分		市名(区域)			
		館山市 ^{注2)}	富津市 (大佐和区域)	富津市 (富津区域)	
総面積(ha)		11,005	1,971	2,602	
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	面積(ha)	—	34.0	206.0
		構成比(%) ^{注1)}	—	1.7	7.9
	第二種低層住居専用地域	面積(ha)	—	—	—
		構成比(%)	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	面積(ha)	142.0	108.0	118.0
		構成比(%)	1.3	5.5	4.5
	第二種中高層住居専用地域	面積(ha)	—	—	—
		構成比(%)	—	—	—
	第一種住居地域	面積(ha)	456.0	171.0	240.0
		構成比(%)	4.1	8.7	9.2
	第二種住居地域	面積(ha)	45.0	—	28.0
		構成比(%)	0.4	—	1.1
	準住居地域	面積(ha)	—	—	—
		構成比(%)	—	—	—
	近隣商業地域	面積(ha)	18.0	7.5	20.0
		構成比(%)	0.2	0.4	0.8
	商業地域	面積(ha)	38.0	3.1	22.0
		構成比(%)	0.3	0.2	0.8
	準工業地域	面積(ha)	55.0	11.0	85.0
		構成比(%)	0.5	0.6	3.3
工業地域	面積(ha)	5.0	—	136.0	
	構成比(%)	0.0	—	5.2	
工業専用地域	面積(ha)	—	—	303.0	
	構成比(%)	—	—	11.6	
市街化区域	面積(ha)	—	—	1,158.0	
	構成比(%)	—	—	44.5	
市街化調整区域	面積(ha)	—	—	1,444.0	
	構成比(%)	—	—	55.5	

注1) 構成比は、小数第2位を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合があります。

注2) 館山市は市域全域が都市計画区域に指定されています。また、区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)は定められていません(非線引都市計画区域)。

出典:「令和4年都市計画現況調査」(令和4年3月31日現在、国土交通省ホームページ)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

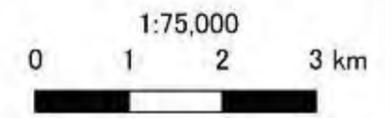


図 4.2-3 対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の指定等の状況

出典：「館山都市計画図」（令和 4 年 3 月、館山市役所）

3) 有害物質に係る土地利用の状況

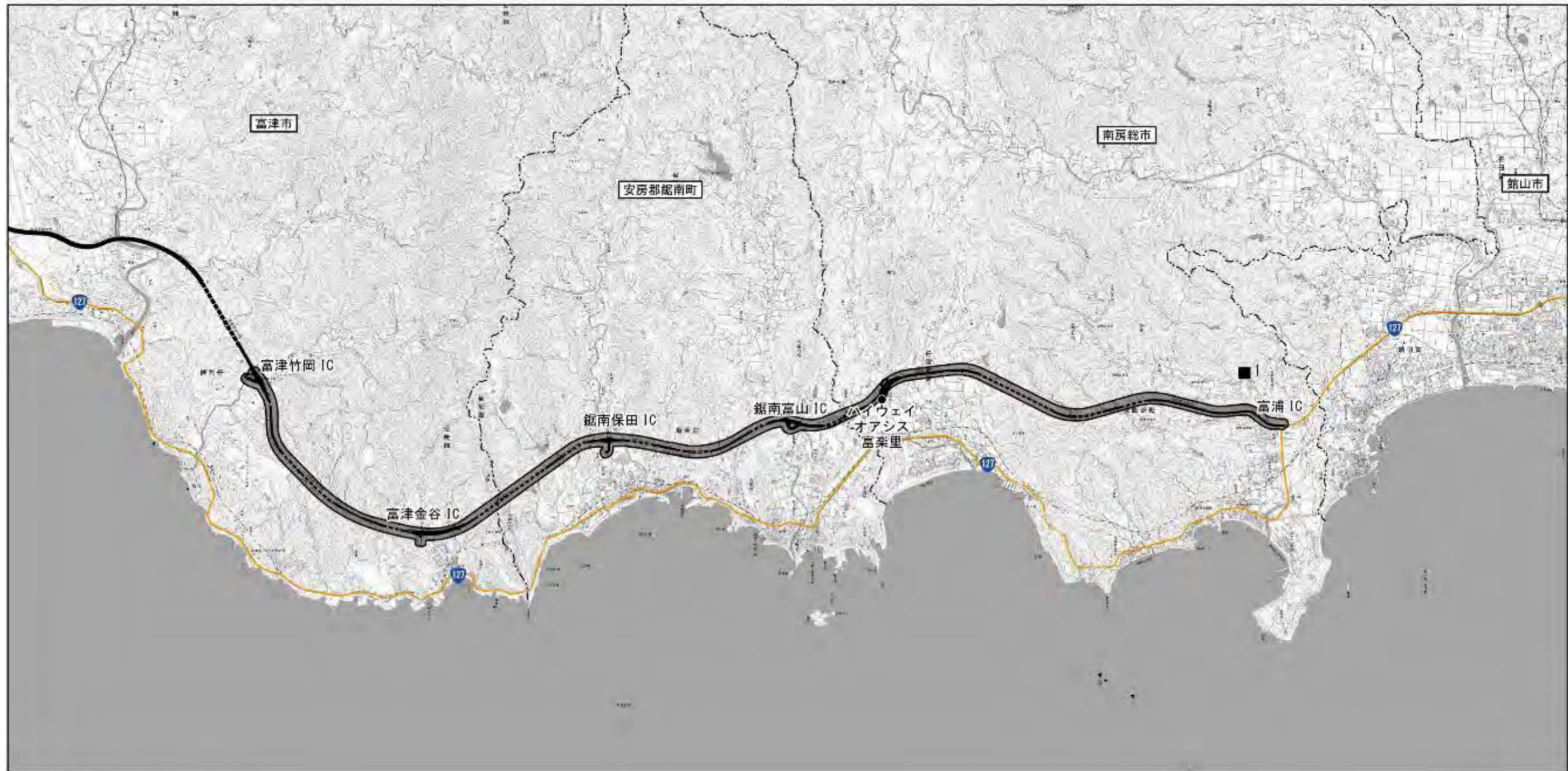
対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壤汚染対策法」に基づく指定区域は、ありませんが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域は、表 4.2-6 及び図 4.2-4 (表 4.1-12 及び図 4.1-11 の再掲) に示すとおり 1 箇所指定されています。

なお、「令和 3 年度農用地土壤汚染防止法の施行状況」(令和 4 年 12 月 環境省水・大気環境局)によると、千葉県内では「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定された地域はありません。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策区域もありません。

表 4.2-6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定地域

番号	指定する区域	埋立地の区分	指定年月日
1	南房総市富浦町宮本字堂入 201 番の一部、202 番の一部、203 番 1 の一部、203 番 2 の一部、203 番 3 の一部、206 番 1 の一部、206 番 2 の一部、207 番 1 の一部、207 番 2 の一部及び 229 番 1 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第十三条の二 第一号に掲げる埋立地	平成 21 年 6 月 9 日

出典：「千葉県報 第12413号」(平成21年6月9日、千葉県)



凡例

-  対象事業実施区域
-  既存自動車専用道路
-  既存自動車専用道路（トンネル部）
-  市町界
-  廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定地域

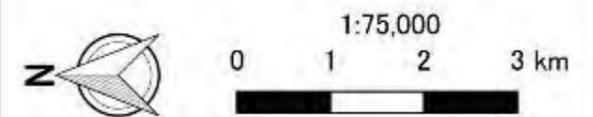


図 4.2-4
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に
 基づく指定地域の位置図
 （図 4.1-11 の再掲）

出典：「千葉県報 第 12413 号」（平成 21 年 6 月 9 日、千葉県）

4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、主要な河川として、図 4.2-5 に示すとおり、二級河川の平久里川、佐久間川、湊川等のほか、準用河川が見られます。

対象事業実施区域は、岡本川、大川、岩井川、佐久間川、大六川、保田川、元名川、小磯川、金谷川、白狐川と交差しています。また、鋸山ダムや元名ダムの利水ダム、市部溜池などの農業用ため池が点在しており、対象事業実施区域と交差している一部の河川は、農業用水等としての利用が見られます。

2) 地下水の利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する 4 自治体においては、「令和 3 年市町村別・用途別地下水揚水量」（千葉県ホームページ）によると、富津市の地下水揚水量が表 4.2-7 に示すとおりであり、地下水揚水量は 4,966m³/日、稼働井戸本数は 36 本となっています。

表 4.2-7 地下水の利用の状況

市町村名	工場用 (m ³ /日)	ビル用 (m ³ /日)	水道用 (m ³ /日)	農業用 (m ³ /日)	その他 (m ³ /日)	計 (m ³ /日)	稼働井戸 本数(本)
富津市	1,044	329	2,764	151	678	4,966	36

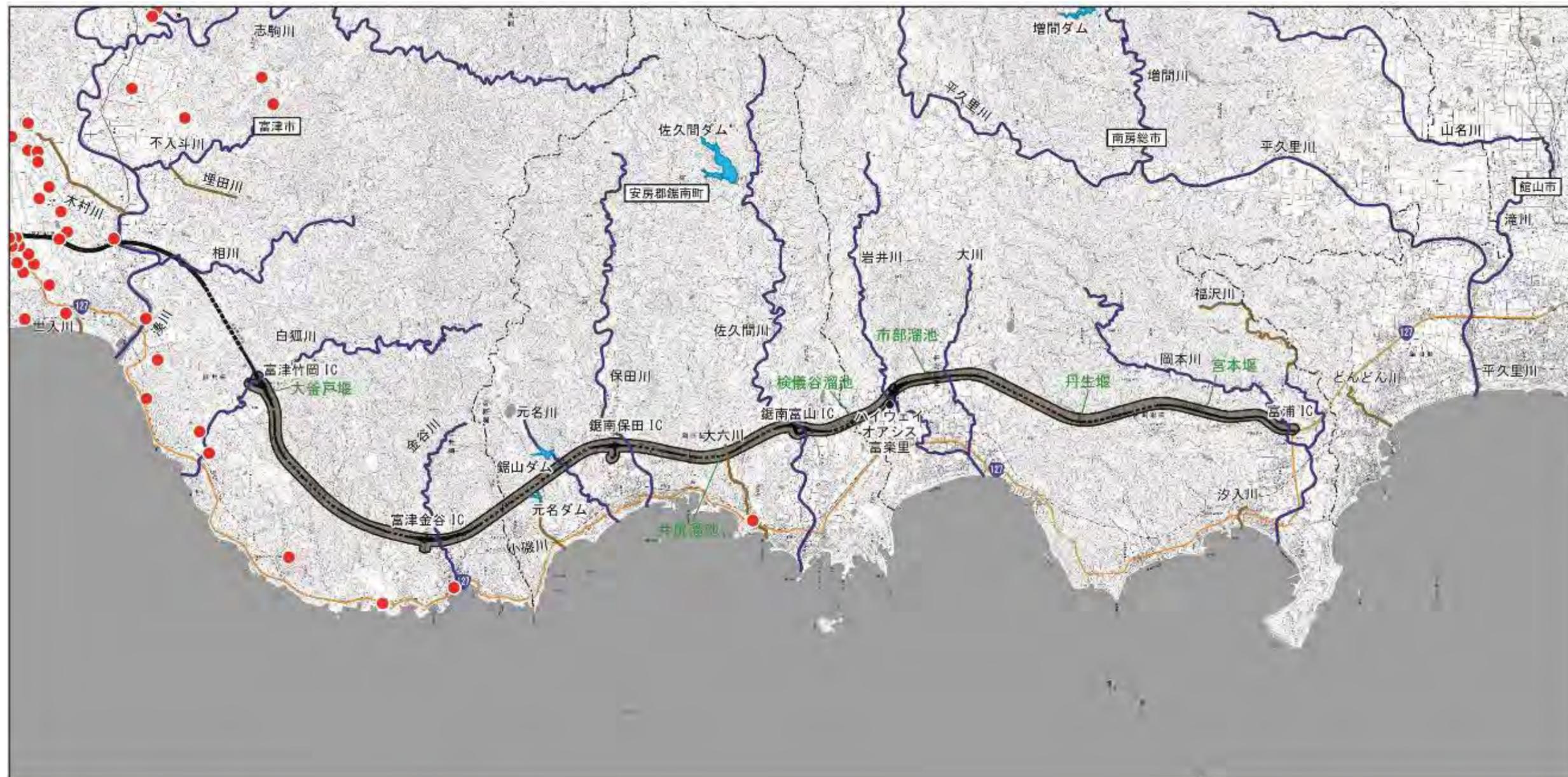
出典：「令和 3 年市町村別・用途別地下水揚水量」（千葉県ホームページ）

なお、「千葉県環境保全条例」では、鉱業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を規制する地域及び用途が定められており、対象事業実施区域及びその周囲においては、富津市が指定地域に指定されています。

また、「千葉県公害研究所地下資源・地盤災害研究資料 第十号」（昭和 58 年 3 月、千葉県公害研究所）、「全国地下水（深井戸）資料台帳 [第 5 回] 千葉県・東京都・神奈川県（国土庁土地局国土調査課、平成 8 年 3 月）」及び「全国地下水資料台帳調査（国土交通省ダウンロードサイト^{*1}）」によると、対象事業実施区域及びその周囲には、図 4.2-5 に示すとおり井戸が存在します。ただし、それらの井戸は、対象事業実施区域から離れています。

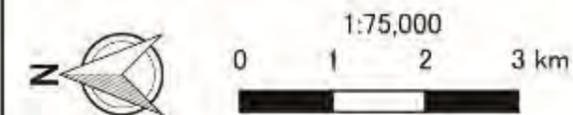
*1) 全国地下水資料台帳調査（国土交通省ダウンロードサイト）

https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/f9_exp.html



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 二級河川
- 準用河川
- ダム
(対象事業実施区域内のダム・ため池は緑色文字で表示)
- 地下水井戸



出典：「君津土木事務所管内図」（令和3年、千葉県君津土木事務所）
「安房土木事務所管内図」（令和2年、千葉県安房土木事務所）
「千葉県公害研究所地下資源・地盤災害研究資料 第10号」（昭和58年3月、千葉県公害研究所）
「全国地下水（深井戸）資料台帳〔第5回〕千葉県・東京都・神奈川県」（平成8年3月、国土庁土地局国土調査課）
「全国地下水資料台帳調査」（国土交通省ダウンロードサイト）
「千葉県 農業用ため池データベース」（令和4年4月1日現在、千葉県農林水産部）
「国土数値情報ダウンロードサイト（河川データ）」（平成20年度作成、国土交通省ホームページ）

図4.2-5 水象の状況及び
ダム・ため池・地下水井戸の位置図

3) 上水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する 4 自治体における上水道の整備状況は、表 4.2-8 に示すとおりです。

各自治体における上水道の普及率は、97.0%～99.8%となっています。

表 4.2-8 上水道の整備状況

市町村名	給水人口(人)			普及率
	総数	上水道	専用水道	
館山市	44,112	44,112	—	99.8
南房総市	34,122	34,122	—	98.5
安房郡鋸南町	6,620	6,620	—	99.7
富津市	40,016	39,864	152	97.0

注1)表中の給水人口は令和3年3月31日現在の数値です。

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ホームページ)

4.2.4 交通の状況

1) 主要な道路位置

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.2-6 に示すとおり、主要な道路として、事業区間である一般国道 127 号 富津館山道路があります。対象事業実施区域と交差する道路としては、主要地方道鴨川保田線、主要地方道鴨川富山線、県道外野勝山線、県道富山丸山線等があります。

2) 主要な道路網の利用状況

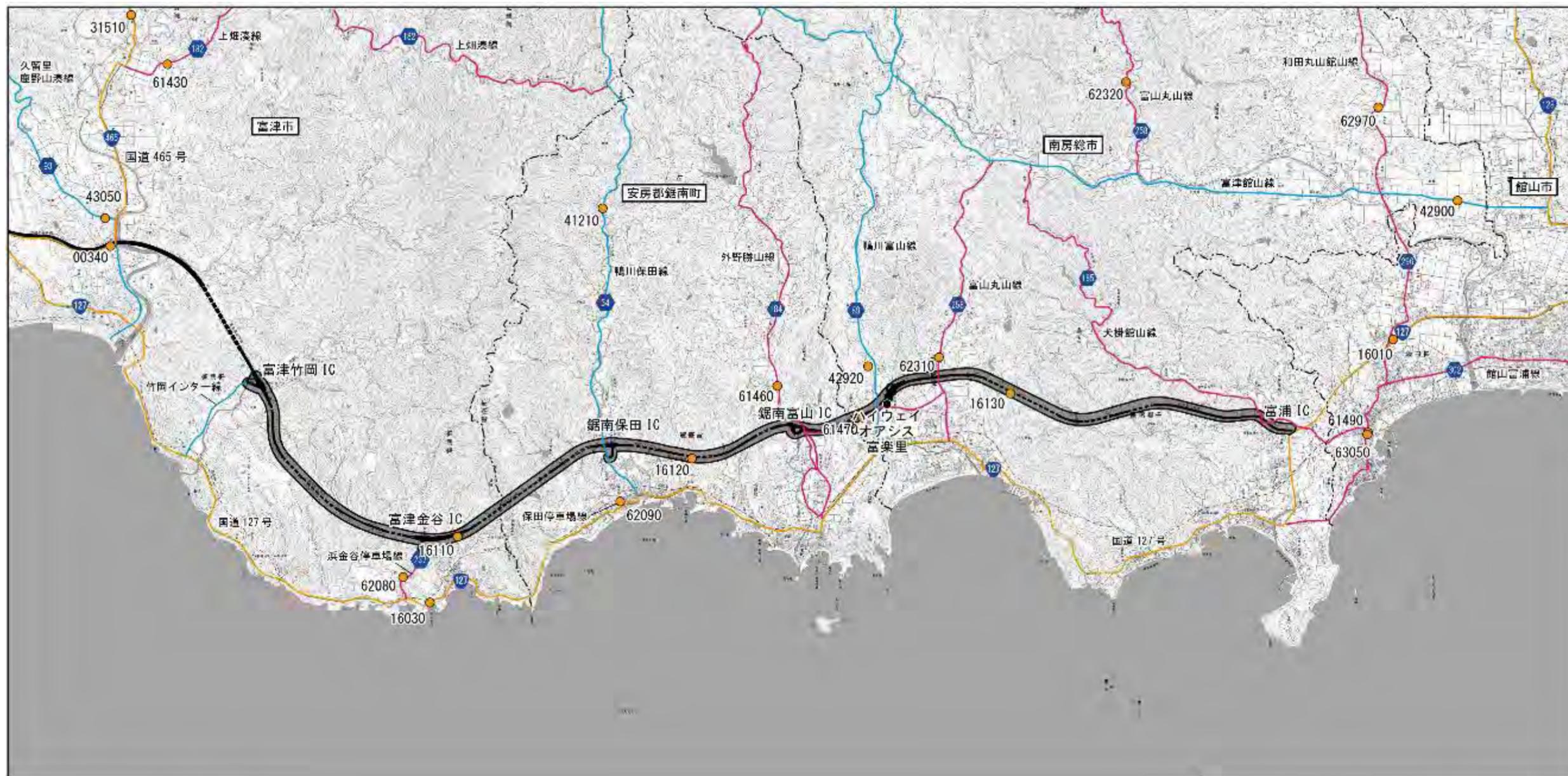
対象事業実施区域及びその周囲においては、令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査(道路交通センサス調査)の調査結果を表 4.2-9 に、調査区間を図 4.2-6 に示します。事業区間である一般国道 127 号 富津館山道路の 24 時間交通量は 8,085 台～10,448 台、昼間 12 時間大型車混入率は 13.4%～13.8%となっています。

表 4.2-9 交通量調査結果 (令和 3 年度)

路線名	交通量調査単位区間番号	交通量観測地点名	12 時間交通量(台)	24 時間交通量(台)	昼間 12 時間ピーク比率(%)	昼間 12 時間大型車混入率(%)
館山自動車道	00340	富津中央 IC～富津竹岡 IC	8,719	10,787	9.7	12.2
一般国道 127 号	16010	館山市那古 8 地先	9,775	11,930	9.9	8.6
	16030	富津市金谷 2141 地先	5,371	6,846	9.4	7.1
一般国道 127 号 (富津館山道路)	16110	浜金谷停車場線富津金谷 IC ～鴨川保田線鋸南保田 IC	8,420	10,448	9.7	13.4
	16120	鴨川保田線鋸南保田 IC ～外野勝山線鋸南富山 IC	7,680	9,563	10.2	13.8
	16130	外野勝山線鋸南富山 IC ～一般国道 1 2 7 号富浦 IC	6,557	8,085	10.2	13.8
一般国道 465 号	31510	富津市関尻 421-3	1,638	1,982	12.2	13.9
鴨川保田線	41210	安房郡鋸南町市井原 661	1,399	1,552	11.1	7.4
富津館山線	42900	南房総市本織 507-1	3,535	4,383	10.2	4.6
鴨川富山線	42920	南房総市二部 1996-5	1,779	2,135	10.6	5.2
久留里鹿野山湊線	43050	富津市更和 77-3	900	1,080	11.4	6.1
上畑湊線	61430	富津市田原 121-3	1,374	1,663	11.0	8.2
外野勝山線	61460	安房郡鋸南町中佐久間	1,138	1,377	10.1	7.3
	61470	南房総市検儀谷 239	2,257	2,708	11.2	8.4
犬掛館山線	61490	館山市船形 289	3,451	4,279	10.7	3.4
浜金谷停車場線	62080	富津市金谷 2000	1,228	1,498	10.5	13.4
保田停車場線	62090	安房郡鋸南町保田 66	719	863	11.8	8.1
富山丸山線	62310	南房総市合戸	2,437	2,991	13.7	4.4
	62320	南房総市増間 47-2	183	198	15.8	8.2
和田丸山館山線	62970	南房総市池之内	3,293	4,083	14.9	9.0
館山富浦線	63050	館山市船形 319	5,784	6,749	9.8	5.4

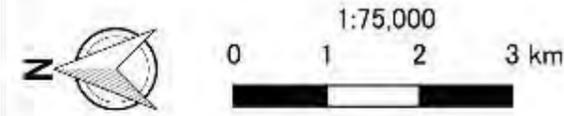
注)12 時間交通量とは昼間(7:00～19:00)における交通量です。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」(国土交通省道路局)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 一般国道
- 主要地方道
- 県道
- 交通量調査地点



出典：「君津土木事務所管内図」(令和3年、千葉県君津土木事務所)
 「安房土木事務所管内図」(令和2年、千葉県安房土木事務所)
 「平成27年度 千葉県道路・街路交通情勢調査交通量図」(平成27年10月、千葉県)

図4.2-6 主要道路網

3) バス路線の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.2-10 に示すとおり、バス事業者及びコミュニティバスが存在します。また、バス路線網を図 4.2-7 に示します。

表 4.2-10(1) バス事業者

バス事業者名
日東交通株式会社
ジェイアールバス関東株式会社

出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない (No.15)」

(令和5年3月31日、一般社団法人千葉県バス協会)

表 4.2-10(2) コミュニティバス一覧

市町	名称
安房郡鋸南町	鋸南町循環バス(赤バス・青バス)
南房総市	富山線・トミー号 富浦線・さざなみ号
館山市	館山市街地循環バス(かいまーる)

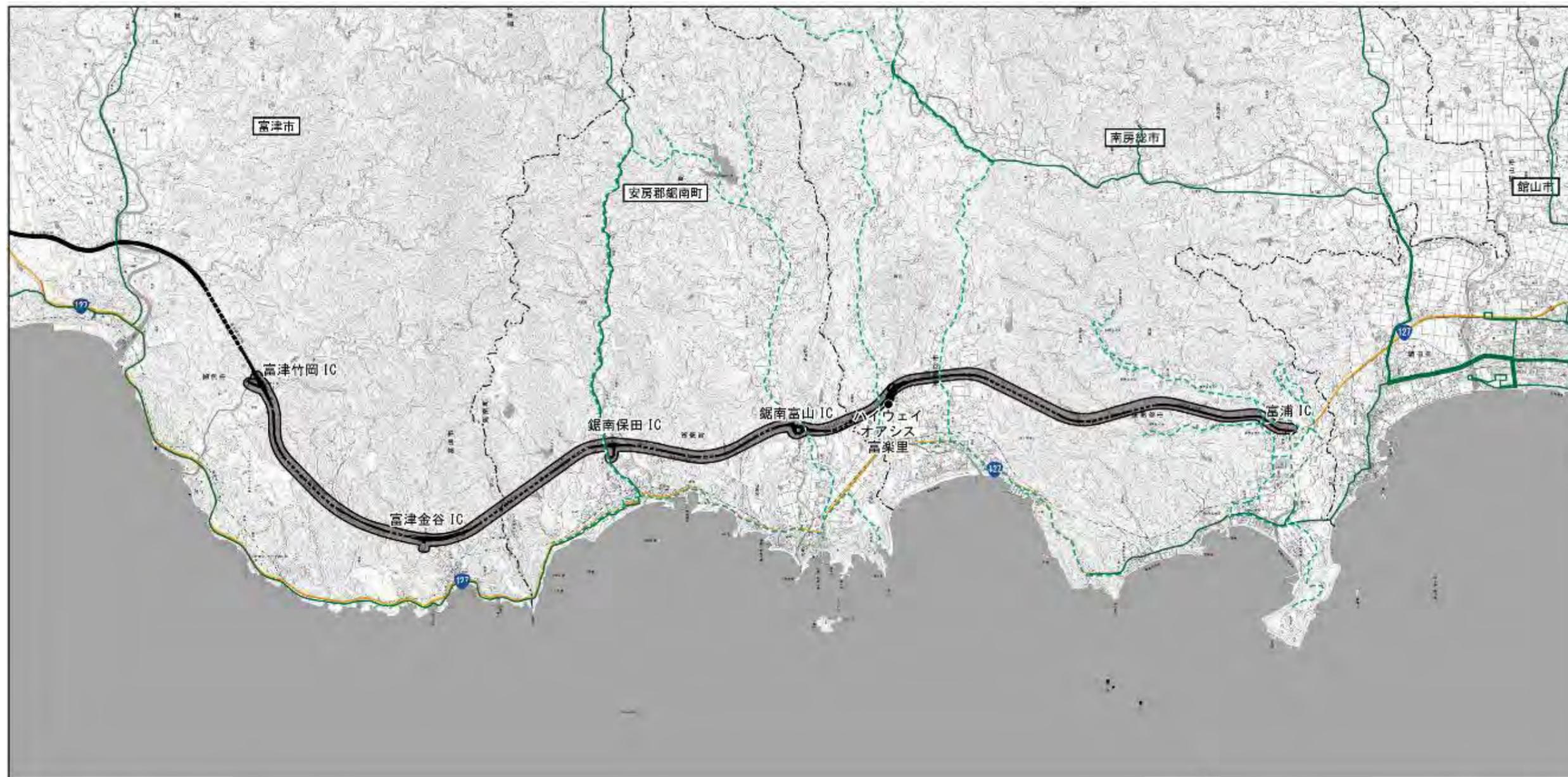
出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない (No.15)」

(令和5年3月31日、一般社団法人千葉県バス協会)

「市営路線バス富山線・トミー号」(令和5年10月2日、南房総市ホームページ)

「市営路線バス富浦線・さざなみ号」(令和5年10月2日、南房総市ホームページ)

「市街地循環バス かいまーる」(令和5年6月1日、館山市ホームページ)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 日東バス
- JRバス関東
- コミュニティバス

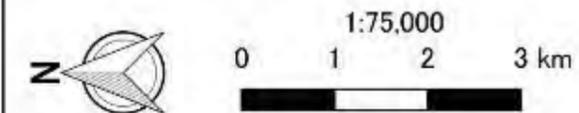


図 4.2-7 バス路線網

出典：「千葉県内乗合バス・ルートあんない (No.15)」(令和5年3月31日、一般社団法人千葉県バス協会)
「市営路線バスルートマップ」(令和5年6月1日、館山市ホームページ)

4) 鉄道の利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.2-8 に示すとおり、鉄道網が存在しており、駅別の1日平均乗車人員は表 4.2-11 に示すとおりです。

主要な鉄道としては、対象事業実施区域と概ね並列してJR内房線があります。その他、鋸山ロープウェーがあります。

表 4.2-11 駅別の1日平均乗車人員(令和3年度)

路線名	駅名	乗車人員
JR 内房線	上総湊駅	468
	竹岡駅	—注
	浜金谷駅	195
	保田駅	156
	安房勝山駅	—注
	岩井駅	202
	富浦駅	154
	那古船形駅	—注
	館山駅	1,342
	九重駅	—注
鋸山ロープウェー	鋸山山麓駅	579
	山頂駅	576

注)無人駅の乗車人員は公表されていません。

出典:「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ホームページ)

4.2.5 学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲においては、環境保全への配慮を要する施設、教育施設、病院等の状況を、表 4.2-12 及び図 4.2-9 に示します。

対象事業実施区域及びその周囲の住宅の配置の概況については、一般国道 127 号 富津館山道路の IC 周辺に建物用地が見られます（図 4.2-2 参照）。

対象事業実施区域及びその周囲の教育施設としては、幼稚園が 8 箇所、小学校が 9 箇所、中学校が 6 箇所、高等学校が 4 箇所、専修学校が 1 箇所存在するほか、こども園が 3 箇所、保育園が 11 箇所存在します。

病院又は入院患者を収容する設備のある診療所が 9 箇所存在します。

また、対象事業実施区域及びその周囲の社会福祉施設としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療型医療施設、有料老人ホーム、老人福祉センター等があり、24 箇所存在します。

表 4.2-12(1) 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

分類	市町名	図 No.	名称	住所
幼稚園	館山市	1	北条幼稚園	館山市北条 402-2
		2	那古幼稚園	館山市那古 272
		3	館山白百合幼稚園	館山市船形 802
	南房総市	4	富山幼稚園	南房総市合戸 22-1
		5	富浦幼稚園	南房総市富浦町深名 710-1
		6	三芳幼稚園	南房総市明石 20
	安房郡鋸南町	7	鋸南幼稚園	安房郡鋸南町下佐久間 2481
	富津市	8	みなと幼稚園	富津市湊 404-1
小学校	館山市	9	船形小学校	館山市船形 405-2
		10	那古小学校	館山市那古 272
		11	北条小学校	館山市北条 456
		12	九重小学校	館山市安東 3
	南房総市	13	富山小学校	南房総市合戸 22-1
		14	富浦小学校	南房総市富浦町原岡 931
		15	三芳小学校	南房総市谷向 150
	安房郡鋸南町	16	鋸南小学校	安房郡鋸南町下佐久間 2500
	富津市	17	天羽小学校	富津市数馬 581-1
中学校	館山市	18	第一中学校	館山市那古 954
	南房総市	19	富山中学校	南房総市合戸 22-1
		20	富浦中学校	南房総市富浦町青木 249-1
		21	三芳中学校	南房総市本織 60
	安房郡鋸南町	22	鋸南中学校	安房郡鋸南町大六 165
	富津市	23	天羽中学校	富津市岩坂 109
高等学校	館山市	24	安房高等学校	館山市八幡 385
		25	館山総合高等学校(本校舎)	館山市北条 106
		26	安房西高等学校	館山市北条 2311-3
	富津市	27	天羽高等学校	富津市数馬 229
専修学校	館山市	28	安房医療福祉専門学校	館山市腰越 801-1

出典：「令和4年版 教育便覧」(千葉県ホームページ)

「私立学校名簿」(千葉県ホームページ)

表 4.2-12(2) 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設
(こども園、保育園)

分類	市町名	図 No.	名称	住所
こども園	館山市	29	船形こども園	館山市船形 406-7
		30	九重こども園	館山市安東 751
	富津市	31	認定こども園みなと幼稚園	富津市湊 404-1
保育園	館山市	32	館山市立純真保育園	館山市那古 986
		33	館山市立館野保育園	館山市山本 1204
		34	まきの実保育所	館山市北条 1221-12
	南房総市	35	南房総市立富浦保育所	南房総市富浦町深名 710-1
		36	南房総市立富山保育所	南房総市合戸 22-1
		37	南房総市立三芳保育所	南房総市明石 20
		38	白鳩保育園	南房総市竹内 180
	安房郡鋸南町	39	鋸南保育所	安房郡鋸南町下佐久間 2481
	富津市	40	富津市立金谷保育所	富津市金谷 2221-1
		41	富津市立竹岡保育所	富津市竹岡 403-1
		42	富津市立中央保育所	富津市数馬 579

出典：「保育施設情報」(千葉県ホームページ)
「保育所、認定こども園」(南房総市ホームページ)

表 4.2-12(3) 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設(病院)

分類	市町名	図 No.	名称	住所
病院	館山市	43	社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター	館山市山本 1155
		44	医療法人社団寿会 小林病院	館山市船形 909
		45	九重鈴木医院	館山市菌 168-1
		46	医療法人社団 佐伯医院	館山市北条 2308-7
		47	医療法人社団晴心会 平野眼科	館山市船形 443
		48	医療法人社団マザー・キー ファミリー産院たてやま	館山市北条 2186-1
	南房総市	49	南房総市立富山国保病院	南房総市平久里中 1410-1
		50	医療法人光洋会 三芳病院	南房総市本織 47
	安房郡鋸南町	51	鋸南町国民健康保険鋸南病院	安房郡鋸南町保田 359

出典：「千葉県病院名簿」(令和5年4月1日現在、千葉県健康福祉部医療整備課)
「診療所名簿・歯科診療所名簿」(令和4年6月1日、千葉県ホームページ)

表 4.2-12(4) 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設(社会福祉施設)

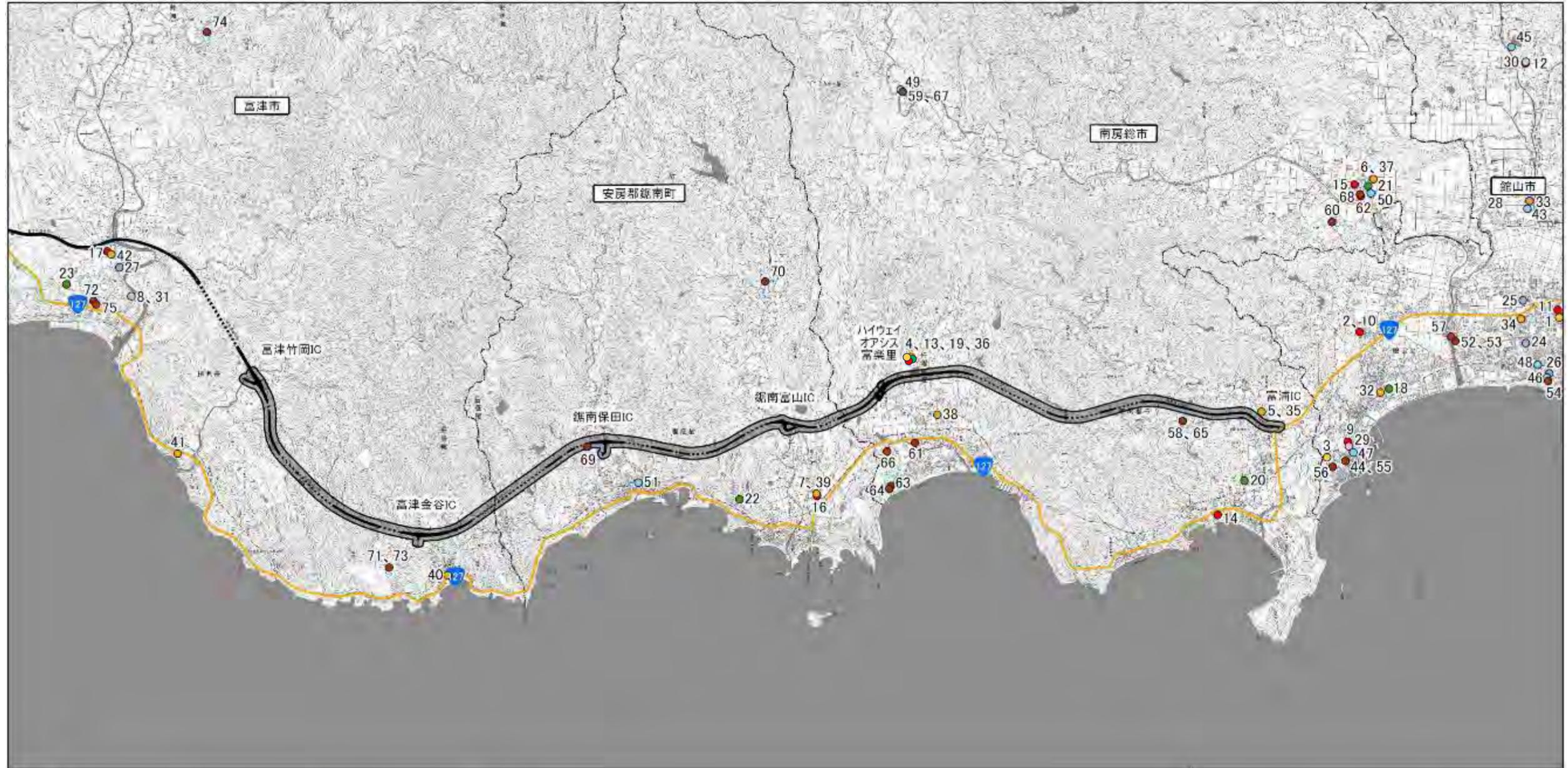
分類	市町名	図 No.	名称	住所
養護老人ホーム	館山市	52	館山養護老人ホーム	館山市湊 373
特別養護老人ホーム		53	館山特別養護老人ホーム	館山市湊 373
介護老人保健施設		54	サテライト型小規模介護老人保健施設なのはな館なぎさ	館山市北条 2832
介護療養型医療施設		55	小林病院介護医療院	館山市船形 909
有料老人ホーム		56	シェアハウス まきの実	館山市船形 827-11
老人福祉センター		57	館山市老人福祉センター	館山市湊 288-88
特別養護老人ホーム	南房総市	58	特別養護老人ホーム アイリスの里	南房総市富浦町深名 1170-1
		59	特別養護老人ホーム 「伏姫の郷」	南房総市平久里下字宮崎 1129-2
		60	特別養護老人ホーム 三芳光陽園	南房総市上堀 280
小規模特別養護老人ホーム		61	小規模特別養護老人ホーム 「夕風の郷」	南房総市久枝 257
介護老人保健施設		62	医療法人光洋会介護老人保健施設光栄館	南房総市谷向 166-1
		63	介護老人保健施設 葵の園・南房総	南房総市久枝 1140
		64	サテライト型小規模介護老人保健施設 葵の園・岩井海岸	南房総市久枝 1143
軽費老人ホーム(ケアハウス)		65	アイリスの里	南房総市富浦町深名 1170-1
老人憩の家		66	富山老人いこいの家	南房総市久枝 327
老人介護支援センター		67	在宅介護支援センター伏姫の郷	南房総市平久里下字宮崎 1129-2
	68	三芳在宅介護支援センター	南房総市谷向 165-1	
特別養護老人ホーム	安房郡 鋸南町	69	特別養護老人ホーム鋸南苑(別館・本館)	安房郡鋸南町保田 854-1
老人福祉センター		70	鋸南町老人福祉センター	安房郡鋸南町上佐久間 66

出典：「社会福祉施設等一覧表(令和4年度)」(令和4年10月現在、千葉県ホームページ)

表 4.2-12(5) 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設(社会福祉施設)

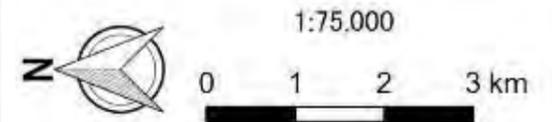
分類	市町名	図 No.	名称	住所
特別養護 老人ホーム	富津市	71	特別養護老人ホーム金谷の里	富津市金谷 1912-2
		72	特別養護老人ホーム望みの門 富士見の里(従来型多床室・ユ ニット型)	富津市湊 701
73		ラクトピア	富津市金谷 1912-2	
74		オアシス慶寿	富津市岩本 725-1	
75		シェアハウス富士見	富津市湊 699	
軽費老人ホーム (ケアハウス)				
有料老人ホーム				

出典：「社会福祉施設等一覧表(令和4年度)」(令和4年10月現在、千葉県ホームページ)



凡例

- | | | |
|------------------|------|--------|
| 対象事業実施区域 | 幼稚園 | こども園 |
| 既存自動車専用道路 | 小学校 | 保育園 |
| 既存自動車専用道路（トンネル部） | 中学校 | 病院 |
| 市町界 | 高等学校 | 社会福祉施設 |
| | 専修学校 | |



出典：「令和4年版 教育便覧」（千葉県ホームページ）
「私立学校名簿」（千葉県ホームページ）
「千葉県病院名簿」（令和5年4月1日現在、千葉県健康福祉部医療整備課）
「診療所名簿・歯科診療所名簿」（令和4年6月1日、千葉県ホームページ）
「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（令和4年10月現在、千葉県ホームページ）

図 4.2-9 対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮を要する施設

4.2.6 下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体のうち、館山市及び富津市において下水道が整備されています。

館山市の令和3年度の下水道普及率は12.2%（「令和3年度市町村公営企業決算カード」（千葉県ホームページ）であり、富津市の令和5年4月現在の普及率は、19.9%（「組合の情報」（令和5年4月1日現在、君津富津広域下水道組合ホームページ））となっています。

4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法第八条第一項第一号の指定により定められた用途地域

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体の「都市計画法」に基づく市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定状況を、表4.2-5に示します。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図4.2-3に示すとおり、館山市で第一種住居地域等が見られます。しかし、対象事業実施区域は、都市計画区域の指定外となっています。

2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。本計画の第3章の「千葉地域公害防止対策事業計画」は、地方公共団体等が実施する公害防止対策事業等に関する計画で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条の二第一項に基づき、国の財政上の特別措置を受けることとしています。対象事業実施区域及びその周囲においては、4自治体のうち、富津市が対象地域となっています。

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とされています。

3) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

対象事業実施区域及びその周囲においては、富津市が、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制地域として定められています。なお、窒素酸化物の総量規制地域は存在しません。

4) 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域は存在しません。

5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」では、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正な土地利用の促進を図るために、沿道整備道路を指定しています。対象事業実施区域及びその周囲においては、沿道整備道路が存在しません。

6) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準や二酸化窒素の千葉県環境目標値は、表 4.2-13 に、ベンゼン等に係る環境基準は表 4.2-14 に、微小粒子状物質に係る環境基準を表 4.2-15 に示します。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2-16 に示します。

表 4.2-13(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（平成 8 年 10 月 25 日（環境庁告示 73 号）一部改訂）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（平成 8 年 10 月 25 日（環境庁告示 74 号）一部改訂）

表 4.2-13(2) 千葉県環境目標値（二酸化窒素）

項目	環境目標値
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下

出典：「2022(令和 4)年版 千葉県環境白書」（令和 5 年 3 月、千葉県）

表 4.2-14 ベンゼン等に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（改正 平成30年11月19日 環告100）

表 4.2-15 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日、環境省告示第33号）

表 4.2-16 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 大気の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）

及び土壌汚染に係る環境基準」（改正 令和4環告89）

(2) 水質汚濁

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)を、表 4.2-17 に示します。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、水域別に設定されており、河川に係る環境基準を表 4.2-18 に示します。

対象事業実施区域及びその周囲においては、平久里川、増間川、湊川全域が A 類型に指定されています。

水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2-19 に示します。また地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 4.2-20 に示します。

表 4.2-17(1) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2(規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65 の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本作業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

表 4.2-17(2) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(改正 令 5 環告 6)

表 4.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌群に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注3) 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌群数100CFU/100ml以下とする。

注4) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌群の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)

注5) 大腸菌群に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注6) 利用目的の適応性は以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(改正 令5環告6)

表 4.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(改正 令5環告6)

表 4.2-19 ダイオキシン類に係る環境基準(水質及び水底の底質)

媒体	基準値	測定方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

注2) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」

(改正 令和4環告89)

表 4.2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（改正 令 3 環告 63）

(3) 騒音

騒音に係る環境基準を表 4.2-21 に、地域類型の区分を表 4.2-22 に示します。
 騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼・夜間別に基準値が定められています。
 なお、南房総市及び安房郡鋸南町は、地域類型の指定がありません。

表 4.2-21(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	地域の区分	基準値	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。
 出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示64号)

表 4.2-21(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示64号)

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 4.2-21(3)の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 4.2-21(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいう。また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2 車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示64号)

表 4.2-22 自治体における騒音に係る地域類型

市町村名	地域類型	指定地域
館山市	A	第1種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域及び第2種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
富津市	A	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

注1) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

注2) 南房総市及び安房郡鋸南町においては、地域の類型区分がされていない。

出典：「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定について」

(平成24年3月、館山市告示第24号)

「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等」

(平成24年3月、富津市告示第78号)

(4) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準を表 4.2-23 に示します。

表 4.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(改正 令和2環告 44)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壌のダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2-24 に示します。

表 4.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

媒体	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

(改正 令和4環告89)

7) 公害防止に関する法令に基づく規制基準等

(1) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 4.2-25 に、区域区分を表 4.2-26 に示します。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は騒音規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 4.2-25(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	地域の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(令和2年3月30日(令和2年環境省令第9号による改正))

表 4.2-25(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(令和2年3月30日(令和2年環境省令第9号による改正))

表 4.2-26 自治体における騒音に係る地域の区域区分

市町村名	区域の区分	指定地域
館山市	a	第1種中高層住居専用地域
	b	第1種住居地域及び第2種住居地域
	c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
富津市	a	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	b	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50mの地域
	c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

注) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定について」
(平成24年3月、館山市告示第25号)

「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定」
(平成24年3月、富津市告示第72号)

(2) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 4.2-27 に、要請限度の区域の区分を表 4.2-28 に示します。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は振動規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 4.2-27 道路交通振動の要請限度

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域		65	60
第2種区域		70	65

出典：「振動規制法施行規則」（令和3年4月1日（令和3年環境省令第3号による改正））

表 4.2-28 自治体における道路交通振動の要請限度の区域の区分

市町村名	区域の区分	指定地域
館山市	第1種区域	第1種中高層住居専用地域
	第2種区域	第1種住居地域及び第2種住居地域
富津市	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50メートルの地域

注) 学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の域における規制基準は、5デシベルを減じた値とする。

出典：「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間の指定について」

(平成24年3月、館山市告示第26号)

「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間」（平成24年3月、富津市告示第76号）

(3) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域及び第四条の二第一項に規定する指定地域

「水質汚濁防止法第三条第三項」の規定による排水基準が定められた区域は、千葉県全域が該当します。

また「水質汚濁防止法第四条の二第一項」の規定による指定地域を図 4.2-10 に示します。対象事業実施区域及びその周囲においては、館山市の一部、南房総市の一部、安房郡鋸南町、富津市が該当します。

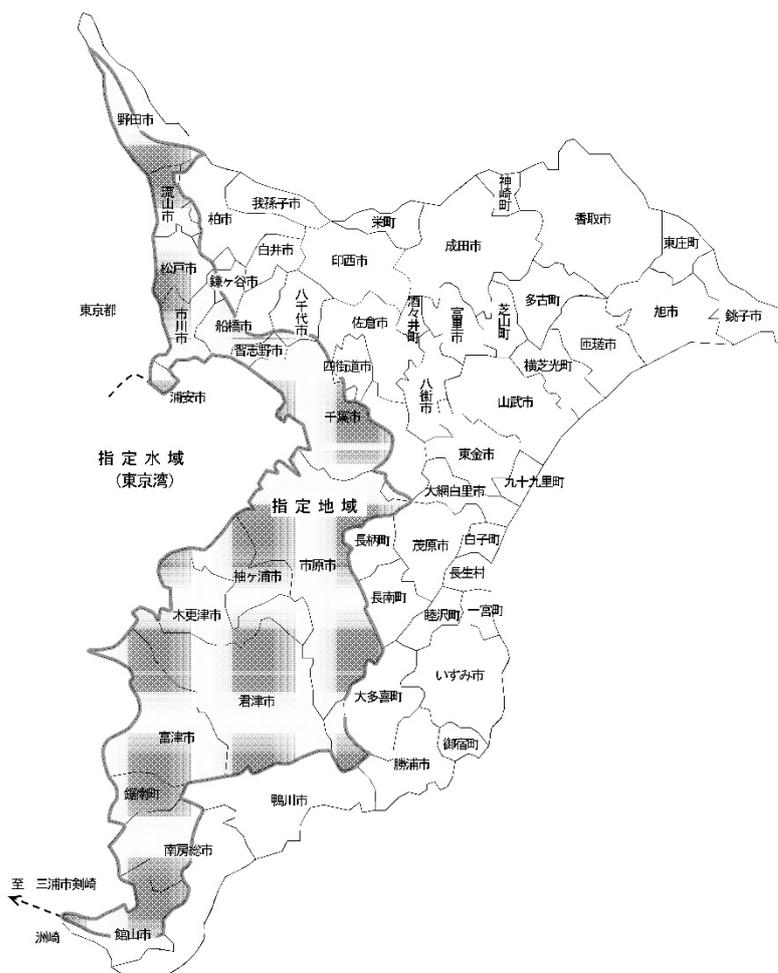


図 4.2-10 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

出典：「水質汚濁防止法のでびき」（令和 5 年 3 月、千葉県環境生活部水質保全課）

8) 土壌汚染対策法第六条及び第十一条の規定により指定された区域

「土壌汚染対策法」では、土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない場合、健康被害が生ずるおそれがあれば、特定有害物質の汚染による人の健康被害に係る被害を防止するため、当該汚染の除去、拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として、健康被害が生ずるおそれがなければ、汚染の除去等の措置が不要な区域を形質変更時要届出区域として指定しています。対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はありません。

9) **廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された区域**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定しています。対象事業実施区域及びその周囲において、表 4.2-6 及び図 4.2-4 に示します。

10) **千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例**

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」では、ディーゼル自動車の運行について、条例で定める粒子状物質 (PM) 排出基準を満たさないディーゼル自動車(乗用車除く)は、県内全域での運行が禁止されています。

また、ディーゼル車を運行する場合、重油や軽油を混和した燃料など粒子状物質を増大させる燃料を使用することが禁止されています。

11) **工業用水法第三条第一項で定める地域**

「工業用水法」では、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、地下水の合理的な利用を確保する必要がある地域が定められています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、工業用水法による指定区域は存在しません。

12) **建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条第一項で定める地域**

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」では、地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある地域について、地下水の採取を規制する地域が定められています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、建築物用地下水の採取の規制に関する法律による指定区域は存在しません。

13) **千葉県環境保全条例による地下水採取規制**

「千葉県環境保全条例」では、鉱業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を規制する地域及び用途が定められています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、富津市が指定地域に指定されています。

14) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域**

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」では、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を公表することが定められています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。

15) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域**

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができます。

対象事業実施区域及びその周囲においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による生息地等保護区は存在しません。

16) **特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域**

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」では、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するために、国際的に重要な湿地を指定しています。対象事業実施区域及びその周囲においては、同条約により指定された湿地は存在しません。

日本では、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年に選定・公表され、平成 28 年度に見直しが行われましたが、対象事業実施区域及びその周囲においては、館山湾が重要湿地に選定されています。

17) **文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観**

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.1-39 及び図 4.1-24 に示すとおり、指定文化財が全部で 49 件（国指定文化財：3 件、国登録文化財：3 件、県指定文化財：11 件、市指定文化財：32 件）存在しています。

なお、対象事業実施区域及びその周囲においては、重要文化的景観はありません。

18) **自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域**

「自然公園法」では、国民の保健等に役立てるとともに、生物多様性の確保に寄与するために、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域を指定しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.2-11 に示すとおり、南房総国立公園及び県立富山自然公園が存在しています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

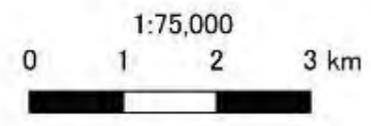


図 4.2-11 国立公園、千葉県立自然公園の区域

出典：「千葉県自然公園自然環境保全地域マップ」（平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）

19) **自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域**

千葉県では、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の地域指定を行っています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、自然環境保全地域に指定された地域はありません。

20) **首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

「首都圏近郊緑地保全法」では、首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために、近郊緑地保全区域を指定しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。

21) **瀬戸内海環境保全特別措置法第十二條の七の規定により指定された自然海浜保全地区**

「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、瀬戸内海の環境の保全を図るために、自然海浜保全地区を指定しています。

千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。

22) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」では、近郊緑地のうち住民の健康の増進や公害等の防止の効果が著しい区域を近郊緑地保全区域として指定しています。

千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。

23) **都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域**

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区制度」として、都市に残された緑地を保全するために、特別緑地保全地区が指定されています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

24) **都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）**

「都市緑地法」に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができます。

対象事業実施区域及びその周囲においては、緑地の保全及び推進に関する基本計画を定めている地域はありません。

25) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区等の区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の保護が特に必要である区域を鳥獣保護区として指定しています。

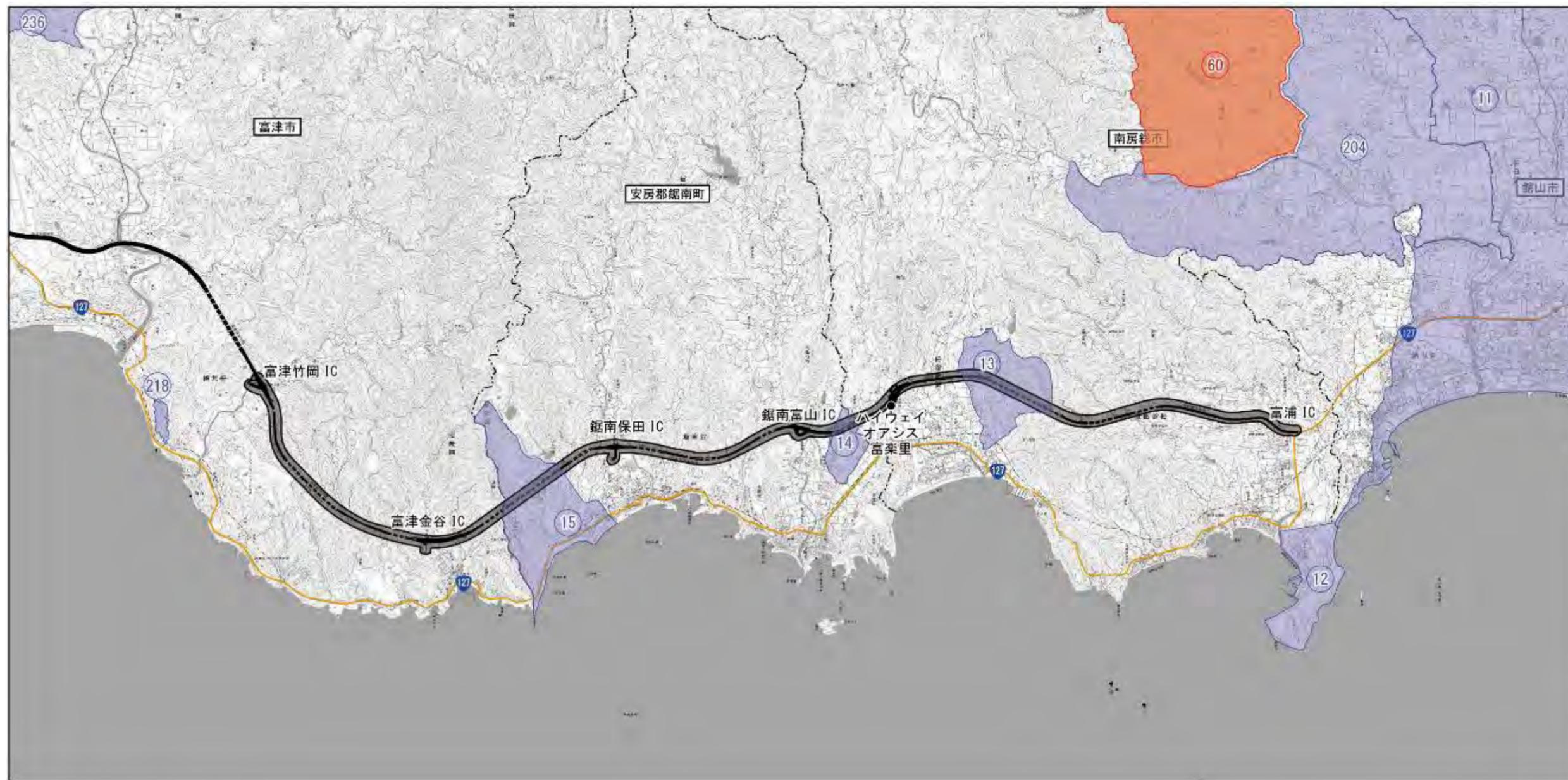
対象事業実施区域及びその周囲においては、三芳鳥獣保護区、岩婦特定猟具使用禁止区域(銃器)、田子台特定猟具使用禁止区域(銃器)、鋸山特定猟具使用禁止区域(銃器)等が指定されています。鳥獣保護区等の指定状況を、表 4.2-29 及び図 4.2-12 に示します。

表 4.2-29 鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間
60	三芳鳥獣保護区	南房総市	1,013	R02.11.1~R12.10.31
11	安房中央特定猟具使用禁止区域(銃器)	館山市、南房総市	2,353	H30.11.1~R10.10.31
12	大房岬特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	94	H30.11.1~R10.10.31
13	岩婦特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	125	R01.11.1~R11.10.31
14	田子台特定猟具使用禁止区域(銃器)	安房郡鋸南町	52	H26.11.1~R06.10.31
15	鋸山特定猟具使用禁止区域(銃器)	安房郡鋸南町	310	H29.11.1~R09.10.31
204	三芳特定猟具使用禁止区域(銃器)	南房総市	1,672	R02.11.1~R12.10.31
218	天羽マリーナヒル 特定猟具使用禁止区域(銃器)	富津市	14	R04.11.1~R14.10.31
236	田倉特定猟具使用禁止区域(銃器)	君津市、富津市	1,300	H26.11.1~R06.10.31

注) 特定猟具使用禁止区域とは、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに指定する区域です。千葉県では、「特定猟具使用禁止区域(銃器)」及び「特定猟具使用禁止区域(銃器・わな)」の2種類の区域が指定されています。

出典：「令和5年度 千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)」(令和5年11月1日現在、千葉県)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 県指定鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

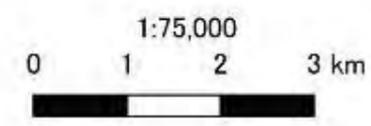


図 4.2-12 鳥獣保護区

出典：「令和5年度 千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)」(令和5年11月1日現在、千葉県)

26) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市景観の保全を図るため風致の維持が必要な地域を都市計画の中で指定するものです。

対象事業実施区域及びその周囲においては、風致地区の指定区域は存在しません。

27) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

対象事業実施区域及びその周囲においては、景観行政団体に指定されている館山市が策定した景観計画の景観計画区域（市全域）の一部が該当します。

現状変更の規制等を受ける景観重要建造物及び景観重要公共施設の指定候補例を、表 4.2-30、図 4.2-13 に示します。

(1) 館山市

館山市は、平成 19 年 4 月に景観行政団体となり、歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」を守り、そしてこれまで市民が、暗黙のルールの中で当たり前に行ってきた「営み」を誰でも明確にわかるようにすることを目的とし、令和元年 6 月に「館山市景観計画」が策定されました。

「館山市景観計画」では、市全域を景観計画区域とし、主に地形や土地利用などの景観特性をもとに 6 つのゾーンと景観軸に区分し、景観まちづくりの方針を示しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、「沿道景観軸」に属しており、「館山市の玄関口として、おもてなしの景観づくり」を景観形成の方針としています。

表 4.2-30 景観重要建造物及び景観重要公共施設の指定候補例

番号	名称	種別
1	鶴谷八幡宮本殿	景観重要建造物指定候補
2	JR 那古船形駅	景観重要建造物指定候補
3	滝川のびゃくしん	景観重要樹木指定候補
4	那古寺の大蘇鉄	景観重要樹木指定候補
5	国道 127 号(館山バイパス)	景観重要公共施設指定候補
6	北条海岸・鏡ヶ浦通り	景観重要公共施設指定候補
7	館山湾	景観重要公共施設指定候補

出典：「館山市景観計画」（千葉県館山市）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 景観重要建造物、景観重要樹木指定候補
- 景観重要公共施設指定候補



図 4.2-13 景観重要建造物及び景観重要公共施設の指定候補

出典：「館山市景観計画」（千葉県館山市）

28) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(「歴史的風致維持向上計画」)

歴史まちづくり法は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、その取組を支援するものです。

対象事業実施区域及びその周囲においては、歴史的風致維持向上計画の策定は行われていません。

29) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

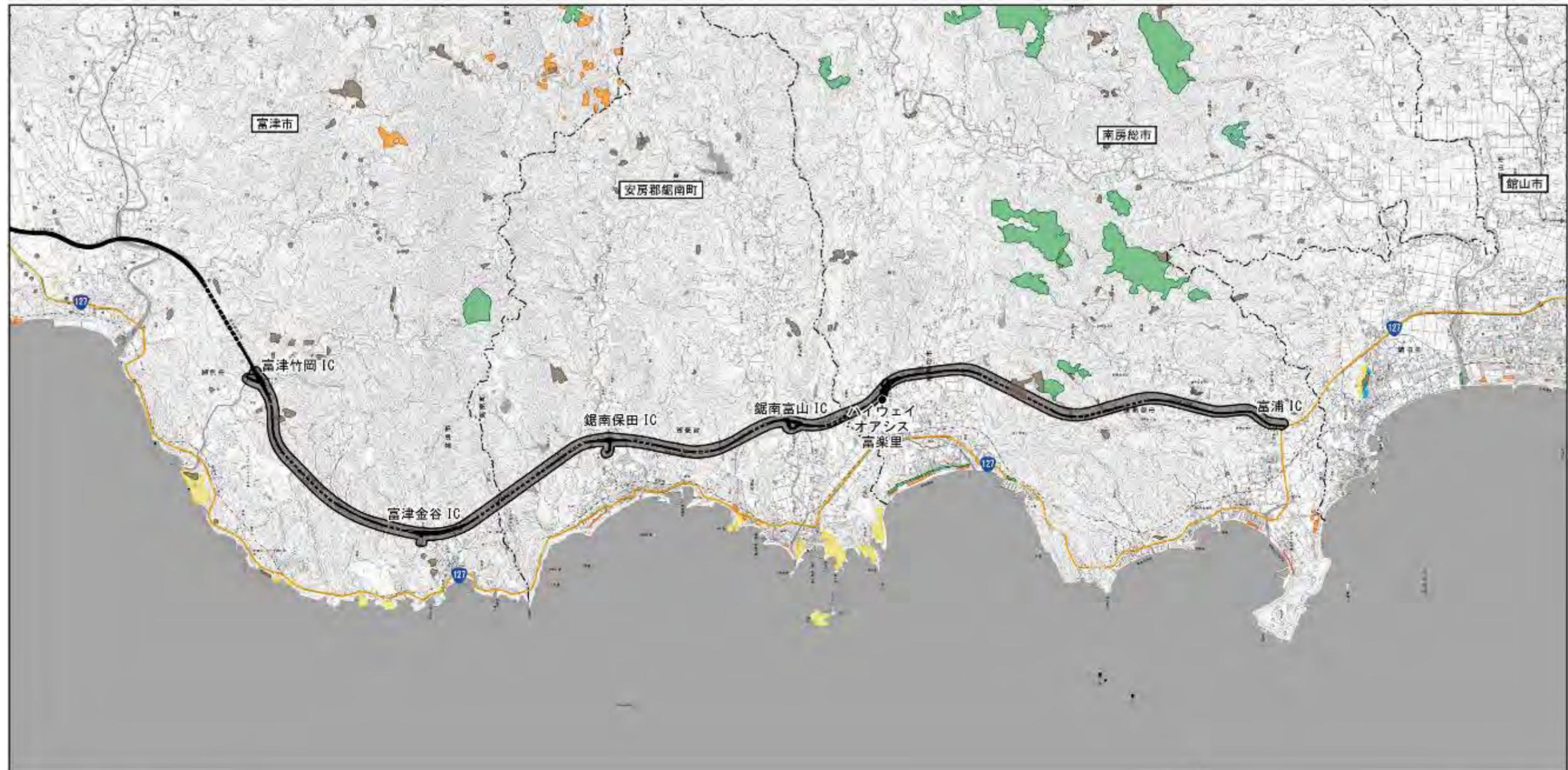
「保護林」は、原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野です。

対象事業実施区域及びその周囲においては、保護林の区域は存在しません。

(2) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林の状況

「森林法」に基づき、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公共目的を達成するため、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を「保安林」として指定されています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.2-14 に示すとおり保安区域の指定があります。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 水源かん養保安林
- 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
- 飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林
- 魚つき保安林、航行目標保安林
- 保健保安林、風致保安林

出典：「千葉県中部林業事務所管内図」（平成29年3月、千葉県中部林業事務所）
「千葉県南部林業事務所管内図 安房地区」（令和4年3月、千葉県南部林業事務所）

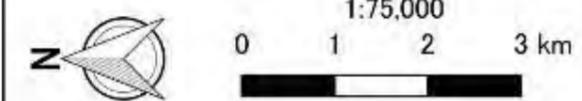


図 4.2-14 保安林の指定状況

30) その他の指定状況等

(1) 砂防法に基づく砂防指定地の状況

「砂防法」では、豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的に、砂防指定地を指定しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.2-31 及び図 4.2-15(1)に示すとおり、20 溪流指定されています。

表 4.2-31 砂防指定地

所在地	水系名	溪流名	面積(ha)
南房総市	岩井川	岩井川	21.12
		大川	1.26
		川谷堀川・川谷堀川右支川	4.50
		馬場川	0.26
	平久里川	平久里川	79.38
		増間川	6.46
		長沢川	2.58
		外野川	3.24
		谷川	2.71
		大塚川	8.89
岩井川	合戸	29.26	
平久里川	伊予川	4.26	
安房郡鋸南町	佐久間川	佐久間川	128.17
	保田川	保田川	10.56
富津市	湊川	相川	352.84
		志駒川	14.01
		田島川	0.35
		東沢川	22.10
	白狐川	白狐川	226.08
		寺崎川	1.77

注)川谷堀川及び川谷堀川右支川は各々の指定地を1溪流として計上しています。

出典：「砂防指定地一覧」(千葉県ホームページ)

(2) 地すべり等防止法による地すべり防止区域の状況

「地すべり等防止法」では、地すべり等による被害を除去し、又は軽減するため、これを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止区域を指定しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.2-32 及び図 4.2-15(1)に示すとおり、14 区域が指定されています。

表 4.2-32 地すべり防止区域

所在地		地すべり地域名	指定面積 (ha)
南房総市	増間	増間	500.00
	二部・検儀谷	二部・検儀谷	61.00
	宮谷	富山	55.90
	吉沢	吉沢	65.00
	平久里下	平久里下	32.00
	平久里中	平久里中 ^{注1)}	38.80
			35.10
	山田	平群	211.70
	平久里中	野々塚	138.60
	荒川	外野	110.00
安房郡鋸南町	市井原	市井原	14.70
	横根	横根	24.50
富津市	山中	上畑	25.60
		山中 ^{注2)}	188.50
			89.28
	金谷	富貴	12.40

注 1) 地すべり地域名「平久里中」の指定面積について、上段は昭和 37 年 10 月 7 日 (建告示第 2585 号)、下段は昭和 55 年 12 月 2 日 (建告示第 1809 号) に指定されたものです。

注 2) 地すべり地域名「山中」の指定面積について、上段は昭和 42 年 4 月 28 日 (建告示第 1562 号)、下段は平成 16 年 3 月 26 日 (国告示第 372 号) に指定されたものです。

出典：「地すべり防止区域一覧」(千葉県ホームページ)

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域の状況

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的に、急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.2-33 及び図 4.2-15(1)に示すとおり、29箇所が指定されています。

表 4.2-33 急傾斜地崩壊危険区域

所在地	地区名	指定面積(m ²)
館山市	那古字那古山	78,213.00
南房総市	富浦町豊岡	1,801.62
	富浦町豊岡	52,675.50
	富浦町丹生	9,998.67
	富浦町丹生	18,235.17
	富浦町丹生	14,014.11
	富浦町南無谷	27,832.94
	富浦町南無谷	34,877.30
	小浦	4,076.97
	小浦字向町	4,301.61
安房郡鋸南町	岩井袋字磯ケ谷	16,541.44
	岩井袋	34,129.09
	内宿	29,001.89
	板井ケ谷	18,660.84
	勝山	2,475.91
	勝山字大黒	22,000.92
	竜島	1,617.18
	大六字砂田	15,913.78
	吉浜字日蔭	12,361.63
	吉浜字亀磯	8,371.52
富津市	金谷字本町	25,277.39
	金谷	24,024.69
	金谷	12,459.65
	金谷	6,592.94
	金谷字富貴	20,528.36
	菘生字木出根	15,685.08
	数馬	26,062.88
	湊	35,706.44
相川	20,110.61	

出典：「急傾斜地崩壊危険区域一覧」（千葉県ホームページ）

(4) 山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署・学校・病院・道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区をいいます。山地災害危険地区は、災害の発生形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「地すべり危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」の3種類に区分しています。

「山腹崩壊危険地区」は雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区です。「地すべり危険地区」は地下水などの影響により土地の一部が滑り出す危険がある地区です。「崩壊土砂流出危険地区」は大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区です。

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.2-34 及び図 4.2-15(1)に示すとおり、「山腹崩壊危険地区」が 218 箇所、「地すべり危険地区」が 53 箇所、「崩壊土砂流出危険地区」が 20 箇所指定されています。

表 4.2-34(1-1) 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区一覧表)

所在地		
市町村名	大字	字
館山市	小原	弁天前
	亀ヶ原	青木根
	那古	那古山
	亀ヶ原	横峯
	亀ヶ原	横峯
	正木	谷田
	竹原	子神
	竹原	大畑
	竹原	御霊
	竹原	横枕
	竹原	横枕
	竹原	横枕
	竹原	平田
	竹原	孫太
	竹原	小田辺
	山本	大萩
	稲	下根
	稲	西柵

所在地		
市町村名	大字	字
館山市	二子	寺谷
	二子	谷
	二子	谷
	二子	中井
	安東	小網
	水岡	下夕田
	大井	大田
	南房総市	大津
大津		寺畑
手取		尾崎
南無谷		山崎
深名		汐木津
深名		平代
宮本		札ノ谷
深名		大半津
南無谷		駒込
南無谷		上ノ坪

出典：「山腹崩壊危険地区一覧表」(令和3年3月31日、千葉県ホームページ)

表 4.2-34(1-2) 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区一覧表)

所在地			所在地		
市町村名	大字	字	市町村名	大字	字
南房総市	丹生	関口	南房総市	久枝	関下
	丹生	照尾		市部	宿免
	丹生	芳畑		合戸	風早
	豊岡	坂本		小浦	飛ヶ谷
	多田良	磯ノ脇		高崎	芝山
	原岡	和田		犬掛	曲田
	居倉	青木沢		山田	乙沢
	深名	丹関		竹内	竹内山
	宮本	舞台		上滝田	大畑
	宮本	入ノ坪		上滝田	滝山
	宮本	仲尾沢		海老敷	寺谷
	福沢	原田		山名	山間
	福沢	山崎		上堀	石合
	多田良	西浜		上滝田	寺台
	深名	岩崎		上滝田	上原
	福沢	香谷		上滝田	水汲戸
	福沢	平田		上滝田	松尾
	福沢	仲入		下滝田	茱萸沢
	南無谷	駒込		下滝田	竹ノ花
	宮本	仲尾沢		下滝田	平山
	大津	坂本		下滝田	祢宜明
	大津	中里		山下	唐沢
	犬掛	北畑		下滝田	仏知山
	平久里下	西長藤		三坂	神出ヶ谷
	平久里下	東長藤		上滝田	根古屋
	犬掛	川坂		上滝田	根古屋
	平久里下	永蔵		海老敷	寺山
	二部	高田		海老敷	大阪
	二部	亀井		下滝田	唐沢

出典：「山腹崩壊危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

表 4.2-34(1-3) 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区一覧表)

所在地			所在地			
市町村名	大字	字	市町村名	大字	字	
南房総市	上堀	黒岩	南房総市	池ノ内	大作	
	上滝田	高月		池ノ内	在戸	
	山下	八幡谷		池ノ内	在戸	
	下滝田	真名板		池ノ内	民崎	
	山名	横山		中	三角	
	海老敷	寺山		中	大下	
	上滝田	水汲戸		中	平池	
	上滝田	水汲戸		中	大月	
	上滝田	花ノ木		中	奥谷	
	上滝田	池田		中	奥谷	
	上滝田	池田		中	上ノ谷	
	上滝田	大畑		中	下内坂	
	下滝田	仏知山		御庄	根廻り	
	海老敷	広田		山名	治郎丸	
	上堀	黒岩		御庄	引越	
	三坂	公法佐		御庄	西深井	
	山下	杉戸		山名	高井ヶ谷	
	大学口	下前田		安房郡 鋸南町	大帷子	高畑
	山名	石切			小保田	宮ノ前
	山名	井戸田			市井原	西ノ下
	山名	猿田前			大帷子	片倉
	山名	山間			下佐久間	飯ノ坂
	山名	小山	下佐久間		上沼	
	本織	平尾	奥山		関ノ谷	
	本織	谷	奥山		小束沢	
	本織	道城前	奥山	内代		
	本織	道城前	竜島(飛地)	玉ノ井		
	明石	入ノ谷	下佐久間	和見		
	池ノ内	西谷	竜島	御堂ヶ谷		

出典：「山腹崩壊危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

表 4.2-34(1-4) 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区一覧表)

所在地			所在地			
市町村名	大字	字	市町村名	大字	字	
安房郡 鋸南町	下佐久間	市部瀬西	富津市	竹岡	形瀬	
	大六	切通		相川	柳糸	
	大六	砂田		梨沢	川田	
	中佐久間	瀬戸口		岩坂	弁天	
	奥山	二ツ尾		相川	下井作	
	奥山(飛地)	太田		相川	三昧	
	元名	明鐘		相川	古屋敷	
	元名	日本寺口		相川	唐知山	
	元名	三谷		田原	畑上	
	元名	堰入		志駒	稲子沢	
	元名	小磯		金谷	上原	
	元名	城山		金谷	上ノ山	
	大帷子	台久保		岩坂	大満	
	下佐久間	中沼		相川	田畑	
	大崩	豆ヶ尾		金谷	久保	
	横根	芹田		竹岡	水ヶ尻	
	大崩	豆ヶ尾		萩生	堀ノ内	
	下佐久間	昼正		海良	真光塚	
	富津市	竹岡		小田代	不入斗	西根
		竹岡		猪谷山	加藤	砂田
竹岡		猪作	海良	谷		
竹岡		芝津山	海良	岩ノ脇		
竹岡		猪出口	海良	北谷		
萩生		西ノ角	相川	谷		
萩生		上ノ台	更和	上木村		
金谷		島戸倉	寺尾	上ノ台		
竹岡		大塚山	竹岡	猪山		
竹岡		大塚山2	大森	若宮		
竹岡		延命寺	竹岡	大棚		

出典：「山腹崩壊危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

表 4.2-34(1-5) 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区一覧表)

所在地		
市町村名	大字	字
富津市	竹岡	山入
	梨沢	大台横手
	竹岡	猪山
	梨沢	郷蔵
	梨沢	西井戸堀
	寺尾	上ノ台
	桜井	山ノ根
	竹岡	城山
	梨沢	黄和田

出典：「山腹崩壊危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

表 4.2-34(2) 山地災害危険地区(地すべり危険地区一覧表)

所在地		
市町村名	大字	字
南房総市	二部	東沢
	二部	諏訪越
	二部	高畑
	二部	篇奈田
	二部	森ヶ谷
	井野	箒坂
	吉沢	境田
	井野	森上
	井野	滝沢
	井野	棒登
	吉沢	沼
	井野	長谷
	井野	香木
	井野	谷
	川上	井戸沢
	川上	大森
	川上	由松
	川上	根上り
	川上	岩森
	川上	小塚沢
	川上	岳
	川上	石田
	川上	光明寺
	川上	大芝
	荒川	岩ノ森
	荒川	関沢
	荒川	玉ヶ沢
	荒川	笹ヶ堀
	荒川	笹ヶ堀

所在地		
市町村名	大字	字
南房総市	荒川	関沢
	荒川	関沢
	荒川	奈婦里沢
	平久里中	岳山
	山田	前山
	山名	久井
	山名	北下
	山名	小種谷
	山名	中田
	安房郡	大かたびら
鋸南町	保田	カゴタ山
	保田	大久保
	保田	柱陽坊
	大かたびら	青木台
	小保田	御宝前
富津市	梨沢	坂口他
	梨沢	苗見台他
	梨沢	井戸堀他
	山中	下沢 他
	山中	内台 他
	山中	内台 他
	山中	広田作他
	山中	台の尾他
	山中	坊ヶ谷他

出典：「地すべり危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

表 4.2-34(3) 山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区一覧表)

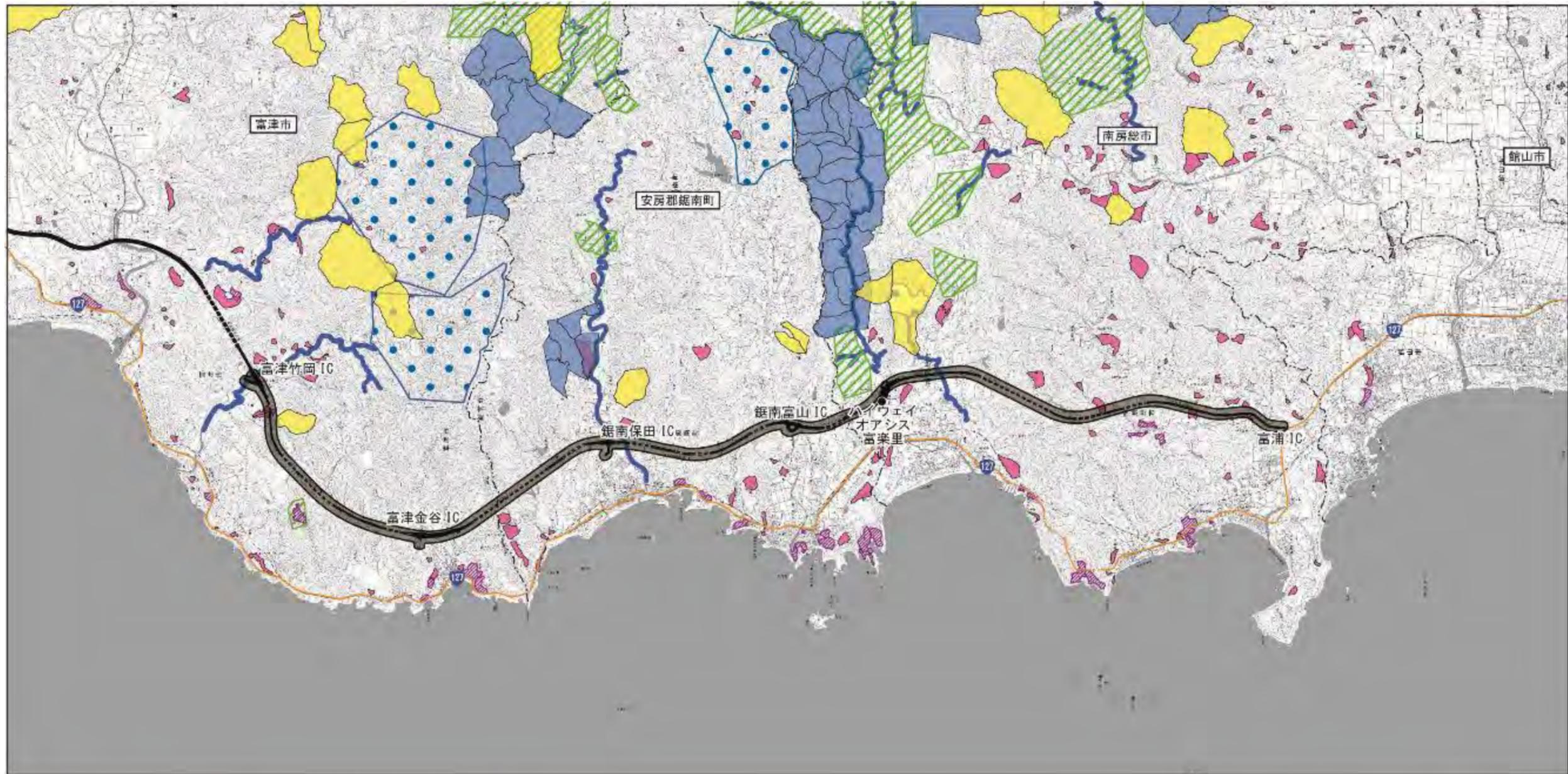
所在地		
市町村名	大字	字
南房総市	吉沢	沼
	犬掛	石塚
	山名	飯出
	下滝田	御門
	上滝田	西山
	増間	奥野
安房郡 鋸南町	中佐久間	石田
	中佐久間	石田
	大帷子	房ヶ谷
富津市	志駒	惣田沢
	山中	丸塚
	梨沢	苗原
	梨沢	榎沢
	梨沢	大外出
	志駒	野中
	田倉	当号谷
	志駒	井戸ノ谷
	梨沢	尻舞ヶ谷
	竹岡	大芦沢
	竹岡	小関

出典：「崩壊土砂流出危険地区一覧表」（令和3年3月31日、千葉県ホームページ）

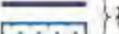
(5) 土砂災害警戒区域等の状況

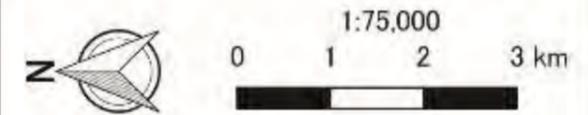
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された区域です。土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町村により警戒避難体制の整備が図られます。また、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられます。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.2-15(2)に示すとおり、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定されています。



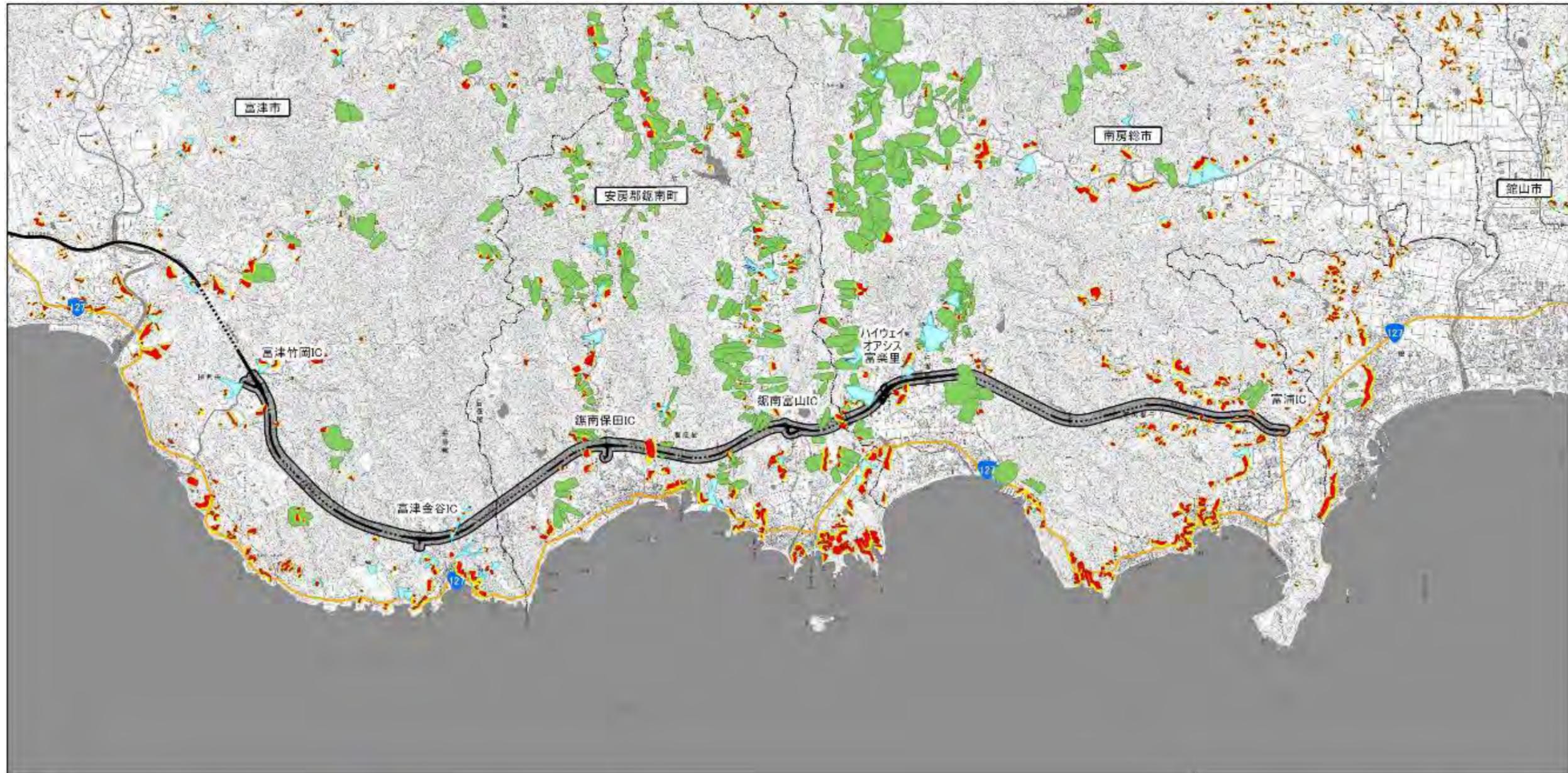
凡例

- | | | | |
|---|------------------|--|------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 砂防指定地 |
|  | 既存自動車専用道路 |  | 地すべり防止区域 |
|  | 既存自動車専用道路(トンネル部) |  | 急傾斜地崩壊危険区域 |
|  | 市町界 |  | 山腹崩壊危険地区 |
| | |  | 地すべり危険地区 |
| | |  | 崩壊土砂流出危険地区 |



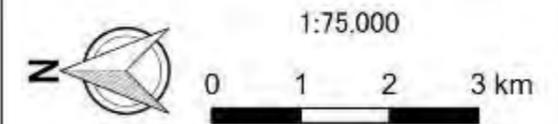
出典：「ちば情報マップ オープンデータ(砂防指定地)」(令和4年3月31日、千葉県)
 「ちば情報マップ オープンデータ(地すべり防止区域(国土交通省所管))」(令和4年3月31日、千葉県)
 「ちば情報マップ オープンデータ(急傾斜地崩壊危険区域)」(令和5年9月27日、千葉県)
 「山地災害危険地区マップ」(千葉県ホームページ)

図 4.2-15(1)
 砂防指定地、地すべり防止区域、
 急傾斜地崩壊危険区域、
 山地災害危険地区図



凡例

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 対象事業実施区域 | 指定済警戒区域（急傾斜地の崩壊） |
| 既存自動車専用道路 | 指定済特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） |
| 既存自動車専用道路（トンネル部） | 指定済警戒区域（土石流）（急傾斜地の崩壊） |
| 市町界 | 指定済特別警戒区域（土石流）（急傾斜地の崩壊） |
| | 指定済警戒区域（地すべり）（急傾斜地の崩壊） |



出典：「ちば情報マップ オープンデータ（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」（令和5年11月11日、千葉県）
 「ちば情報マップ オープンデータ（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）」（令和5年11月11日、千葉県）
 「ちば情報マップ オープンデータ（土砂災害警戒区域（土石流）」（令和5年5月11日、千葉県）
 「ちば情報マップ オープンデータ（土砂災害特別警戒区域（土石流）」（令和5年5月11日、千葉県）
 「ちば情報マップ オープンデータ（土砂災害警戒区域（地すべり）」（令和5年5月11日、千葉県）

図 4.2-15(2) 土砂災害警戒区域等の指定状況

(6) 特定建設作業の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は表 4.2-35(1)に、地域の区域区分を表 4.2-35(2)に示します。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は騒音規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 4.2-35(1) 特定建設作業騒音に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 85 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から 翌日午前7時まで	午後10時から 翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占有許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
◆特定建設作業			
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 ^{注)} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業			

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-35(2) 各自治体における特定建設作業騒音に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
館山市	第1号区域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域の区域
富津市	第1号区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地先の国道16号の両側50メートルの地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」（平成24年3月、館山市告示第28号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」（平成24年3月、富津市告示第71号）

特定建設作業の騒音は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準を表 4.2-36(1)に、規制対象作業を表 4.2-36(2)に示します。

表 4.2-36(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

市町名	規制項目	敷地境界における騒音の大きさ	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
館山市		85	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
南房総市	1	85				
	2	80				
	3~10	75				
安房郡 鋸南町	1	85				
	2	80				
	3	75	午後7時から 翌日午前7時まで	-		
	4,5					
6	-					
富津市		85	午後7時から 翌日午前7時まで		連続6日以内	

注1) 南房総市及び安房郡鋸南町は、表 4.2-36(2)に示す作業の種類によって規制基準が定められています。

注2) 安房郡鋸南町の規制基準は、敷地の境界線から30メートルの地点における数字です。

出典：「館山市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月、館山市）

「南房総市公害防止条例施行規則」（平成18年3月、南房総市）

「鋸南町公害防止条例施行規則」（昭和47年3月、安房郡鋸南町）

「富津市環境条例施行規則」（最終改正：令和4年3月1日、富津市）

表 4.2-36(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準(規制対象作業)

市町名	作業の種類
館山市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
南房総市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラを使用する作業
安房郡 鋸南町	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2. 鋸打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. ブルドーザー及びトラクターショベルを使用する作業
富津市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)またはアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50メートルを超えない作業に限る。) 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) 9. ブルドーザー・パワーショベル・バックホーその他これに類する整地機または掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業

出典：「館山市公害防止条例施行規則」(昭和48年3月、館山市)
「南房総市公害防止条例施行規則」(平成18年3月、南房総市)
「鋸南町公害防止条例施行規則」(昭和47年3月、安房郡鋸南町)
「富津市環境条例施行規則」(最終改正：令和4年3月1日、富津市)

(7) 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準を表 4.2-37(1)に、地域の区域区分を表 4.2-37(2)に示します。

なお、南房総市及び安房郡鋸南町は振動規制法に基づく地域の指定がされていません。

表 4.2-37(1) 特定建設作業振動に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 75 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占有許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占有許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<p>◆特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。） 2. 鉄球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装板破砕を使用する作業^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 			

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：「振動規制法施行規則」（令和3年4月1日（令和3年環境省令第3号による改正））

表 4.2-37(2) 各自治体における特定建設作業振動に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
館山市	第1号区域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第一六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域
富津市	第1号区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する指定について」（平成24年3月、館山市告示第27号）
 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定」（平成24年3月、富津市告示第75号）

特定建設作業の振動は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準を表4.2-38に、規制対象作業を表4.2-36(2)に示します。

表 4.2-38 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準

市町名	規制項目	敷地境界における振動の大きさ	作業ができない時間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間
館山市	1, 4, 6~10	75	午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
南房総市	1, 4, 6~10					
富津市	1, 4, 6~10					

注)南房総市及び富津市は表4.2-36(2)に示す作業の種類によって規制基準が定められています。

出典：「館山市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月、館山市）
 「南房総市公害防止条例施行規則」（平成18年3月、南房総市）
 「富津市環境条例施行規則」（最終改正：令和4年3月1日、富津市）

4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

1) 地方公共団体が策定した環境に関する計画や総合的な計画等

(1) 千葉地域公害防止計画

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成 29 年 3 月 28 日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。

本計画は、昭和 45 年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした、公害防止施策に関する計画であり、今回の計画は平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間としています。

対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の 21 市が指定されています。

主要な課題として「印旛沼、手賀沼の水質汚濁対策」、「東京湾の水質汚濁対策」、「地下水汚染対策」が挙げられており、それら主要課題に係る環境基準の達成が目標として設定されています。

(2) 千葉県地球温暖化対策実行計画

千葉県では、地球温暖化対策をめぐる世界的な動きに合わせて、地域から地球温暖化対策を推進するため、2030 年度を目標年度とした本計画を策定しました。

二酸化炭素排出量の約 8 割を占める 4 主体(家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物)について、それぞれが具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに目標を設定しています。

目標達成に向けた各主体の取り組みを支援するため、千葉県は、再生可能エネルギー等の活用、省エネルギーの促進、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善、循環型社会の構築の 4 つの基本方針に沿って施策を進めています。

(3) 千葉県廃棄物処理計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五の規定による法定計画として、千葉県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

千葉県が取り組むべき課題として、「県民、事業者と連携した 3R の推進」、「食品ロスの削減の推進」、「プラスチック等資源の循環利用」、「PCB 廃棄物の適正処理の推進」、「不法投棄の未然防止」、「高齢化社会への対応」、「持続可能な適正処理の確保」、「廃棄物エネルギーの活用推進」、「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進」、「災害廃棄物処理体制の強化」を挙げています。この計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までとしています。

(4) 建設リサイクル推進計画 2020

千葉県では、建設リサイクルについては、国が策定する「建設リサイクル推進計画 2020」に則ることとしています。

建設リサイクル推進計画の策定等により、目標値を掲げ、関係する業界と一体となり、着実に実施してきた取り組みの成果が結実しており、建設副産物のリサイクルについては、1990年代から2000年代のリサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられているため、今後は、リサイクルの「質」の向上が重要な視点となると想定されます。

主に実施すべき施策として、「建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献」、「社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮」、「建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等」が示されています。計画期間は、最大10年間としています。

(5) 環境基本計画

a) 千葉県

千葉県では、平成20年度に策定した第二次千葉県環境基本計画（平成27年3月に一部改訂）の計画期間が平成30年度までであることから、第三次となる千葉県環境基本計画を平成31年3月に策定しました。

この計画では、千葉県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現を「目指す将来の姿」として、5つの基本目標を示しています。さらに、5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野、23の施策項目を設定し、それぞれに「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「計画の進捗を表す指標」が示されています。

この計画は、2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とする10カ年計画としており、環境に関する新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行うとしています。

b) 富津市

富津市では、平成19年5月に「富津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、平成28年度末で計画期間が終了することから、「第2期富津市環境基本計画」を策定しました。

新たな計画では、目指すべき環境像を「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」とし、市（行政）、市民、事業者が連携しながら各種の取り組みを推進しています。

この計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間としています。

c) 南房総市

南房総市では、市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、市、事業者、市民及び滞在者が共通の問題意識のもと、ともに環境の保全と創造に取り組むための指針となるものとして、平成 22 年 3 月に「南房総市環境基本計画」を策定しました。その後、その計画期間が終了することから、令和 3 年 3 月に「第 2 次南房総市環境基本計画」を策定しました。

新たな計画では、望ましい環境像を「一人ひとりが考え、地域を守り、地域で創る環境のまち 南房総」とし、その実現のため、地球環境、資源循環環境、自然環境、生活環境、環境保全活動の 5 つに関する内容を基本目標として設定し、15 の基本方針を示しています。

この計画は、令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間としています。

(6) 環境に関する条例の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における地方公共団体が設定した環境に関する条例の指定状況を、表 4.2-39 に示します。

表 4.2-39 環境に関する条例の指定状況

市町村名	名称	告示年月日
千葉県	千葉県環境基本条例	平成 7 年 3 月 10 日 条例第 2 号
	千葉県環境保全条例	平成 7 年 3 月 10 日 条例第 3 号 平成 24 年 7 月 一部改正
	千葉県環境影響評価条例	平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号 平成 25 年 3 月 一部改正
館山市	館山市公害防止条例	昭和 47 年 10 月 2 日 条例第 38 号 平成 13 年 3 月 30 日 改正
	館山市環境基本条例	平成 15 年 12 月 24 日 条例第 27 号
南房総市	南房総市環境基本条例	平成 19 年 12 月 21 日 条例第 37 号
	南房総市公害防止条例	平成 18 年 3 月 20 日 条例第 140 号
安房郡鋸南町	鋸南町公害防止条例	昭和 47 年 3 月 2 日 条例第 13 号 平成 9 年 6 月 23 日 改正
富津市	富津市環境条例	平成 16 年 3 月 26 日 条例第 20 号

出典：「2022(令和 4)年版千葉県環境白書」(令和 5 年 3 月、千葉県)

4.2.9 その他の事項

1) 廃棄物の処理及び施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体におけるごみ処理量を、表4.2-40に示します。令和3年度においてごみ処理量が最も多いのは館山市で19,642t、最も少ないのは安房郡鋸南町で2,933tとなっています。

また、対象事業実施区域及びその周囲においては、表4.2-41及び図4.2-16に示すとおり、産業廃棄物処理業者のうち、中間処理業者の施設が3箇所存在し、一般廃棄物処理施設のうち、中間処理施設及び最終処分場がそれぞれ1箇所ずつ存在します。

表 4.2-40 ごみ処理の状況

単位：t

市町村名	処理内訳				
	合計	直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理	直接資源化
館山市	19,642	16,356	-	1,876	1,410
南房総市	14,694	11,759	208	1,626	1,101
安房郡鋸南町	2,933	2,257	-	676	-
富津市	16,259	13,174	-	2,366	719
小計	53,528	43,546	208	6,544	3,230
県合計	1,950,720	1,544,247	2,169	271,372	132,932

出典：「令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月、千葉県環境生活部）

表 4.2-41(1) 中間処理業者（産業廃棄物処理業者）の施設一覧

市町村名	No.	業者名	施設の設置場所
館山市	1	(有)下田興業	館山市正木542番外
安房郡鋸南町	2	千葉美装(株)	安房郡鋸南町奥山字相ノ尾662番1の一部
	3	(有)美研	安房郡鋸南町下佐久間字下平池853番外

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（令和5年4月1日現在、千葉県ホームページ）

表 4.2-41(2) 中間処理施設（一般廃棄物）の施設一覧

市町村名	No.	施設名	施設の設置場所
南房総市	4	大谷クリーンセンター	南房総市検儀谷260

注) 事業者：鋸南地区環境衛生組合

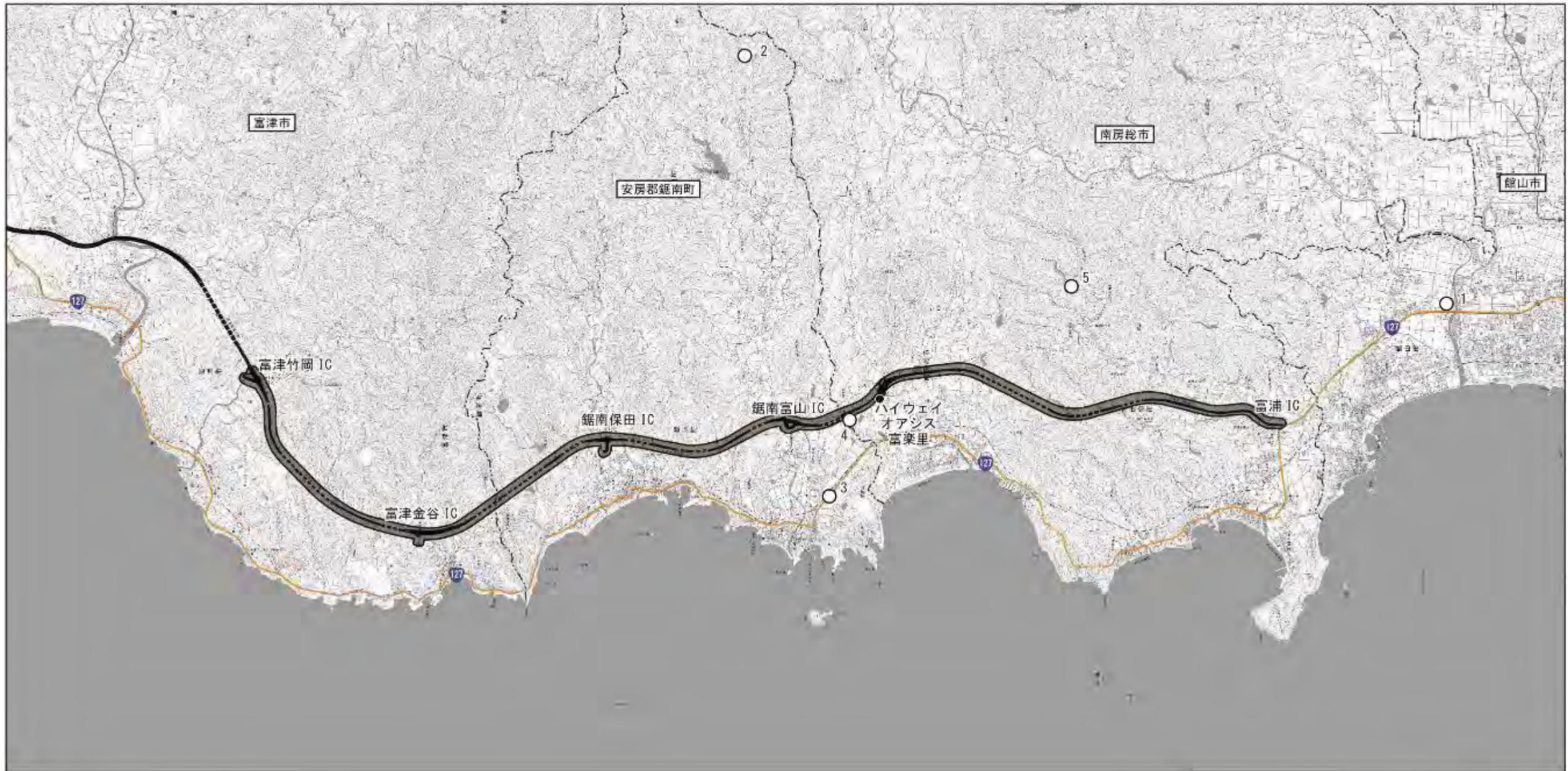
出典：「令和3年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月、千葉県環境生活部）

表 4.2-41(3) 最終処分場（一般廃棄物）の施設一覧

市町村名	No.	施設名	施設の設置場所
南房総市	5	青木山一般廃棄物最終処分場	南房総市富浦町大津字青木山937-1

注) 事業者：鋸南地区環境衛生組合

出典：「令和3年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月、千葉県環境生活部）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 廃棄物処理業者
（中間処置施設（産業廃棄物・一般廃棄物）、最終処分場（一般廃棄物）の設置場所）

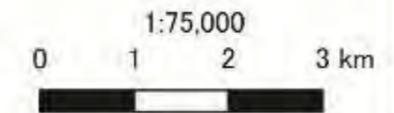


図 4.2-16 廃棄物処理業者所在位置

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（令和 5 年 4 月 1 日、千葉県ホームページ）

2) 土地区画整理事業の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、事業進捗中の土地区画整理事業はありません。

3) 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲が該当する4自治体における令和3年度の公害苦情件数の状況を、表4.2-42に示します。

令和3年度の苦情件数で最も多い典型七公害は、館山市、南房総市、富津市では大気汚染となっています。

表 4.2-42 公害苦情件数の状況（令和3年度）

市町村名	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
館山市	24	—	—	3	—	—	—	47	74
南房総市	14	—	—	—	—	—	1	20	35
安房郡鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富津市	62	—	—	9	1	—	9	100	181

出典：「令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（令和5年2月、千葉県環境生活部）